

いの町子ども子育て支援事業計画

平成27年4月

いの町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の法的根拠と位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 策定体制	3
第2章 いの町子ども・子育てを取り巻く現状	4
1. 統計にみる いの町の状況	4
2. 意識調査結果の概要	11
3. 現状・課題のまとめと今後の方向性	19
第3章 計画の基本理念と基本的な視点	21
1. 計画の基本理念	21
2. 計画の基本的な視点	22
3. 基本目標	24
4. 施策体系	26
第4章 子ども・子育て支援事業の展開	27
1. 保育・教育提供区域の設定	27
2. 教育・保育の提供体制の確保及び実施時期等	28
3. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び実施時期等	32
4. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について	44

第5章 子ども・子育て支援施策の充実.....	45
基本目標1 子どもの健全な成長を支える環境づくり	45
基本目標2 子どもを産み育てやすい環境づくり	50
基本目標3 家庭と仕事を両立させる環境づくり	55
基本目標4 地域ぐるみの子育て支援体制づくり	57
基本目標5 子どもが安全に過ごせるための環境づくり	58
第6章 推進体制.....	61
1. 計画の推進体制.....	61
2. 計画の進捗状況の管理・評価.....	61
資 料	62
1. 策定経過.....	62
2. 子ども・子育て会議について	64

第1章 計画策定にあたって



♡ 1. 計画策定の背景と趣旨

いの町は、平成21年度に「いの町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、町民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、いの町においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児保育ニーズの増大等、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

国においては、人口減少社会の到来と進行する少子高齢化、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請等から、抜本的な制度改革が求められていました。

【全国的な課題】

- ①急速な少子化の進行
- ②結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身者の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上
- ③子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- ④子育ての孤立感と負担感の増加
- ⑤待機児童問題
- ⑥放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- ⑦30歳代で少ない女性の就労率
- ⑧質の高い幼児期の学校教育振興の重要性
- ⑨子育て支援の制度・財源の縦割り
- ⑩地域の実情に応じた提供対策が不十分
- ⑪切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援対策

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

【子ども・子育て関連3法】

- ①子ども・子育て支援法
- ②認定こども園法の一部改正法
- ③子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

【子ども・子育て支援新制度のポイント】

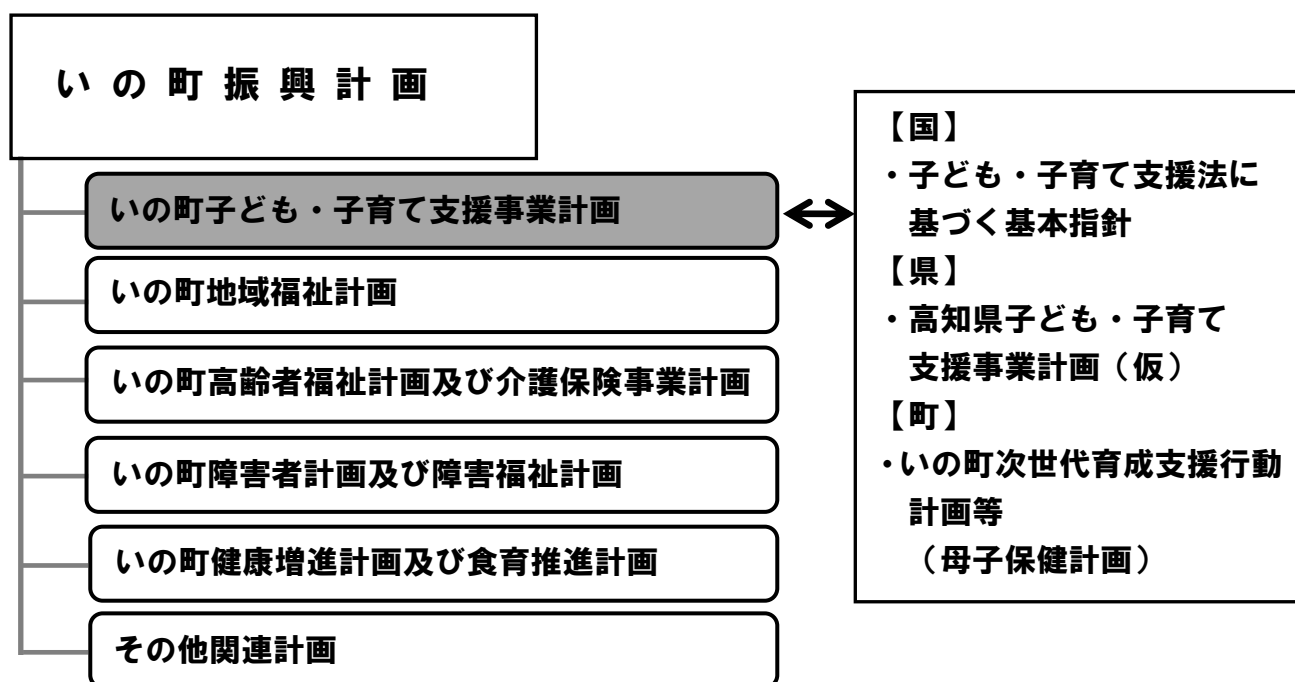
- ①認定こども園制度の改善
 - ・ 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ②幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付＜施設型給付＞及び小規模保育等への給付＜地域型保育給付＞の創設
- ③地域子ども・子育て支援事業の充実
(地域子育て支援拠点事業、一時預かり)
- ④基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・ 市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ⑤社会全体による費用負担
 - ・ 消費税引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- ⑥子ども・子育て会議の設置



2. 計画の法的根拠と位置づけ

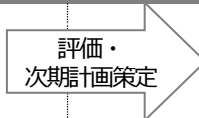
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「いの町次世代育成支援後期行動計画」の考え方を継承するものとしします。

また、本計画は、上位計画である「いの町振興計画」や、その他関連計画を考慮して策定しています。



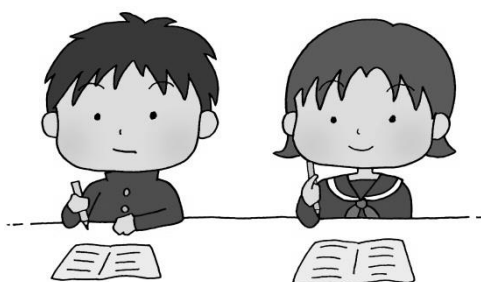
3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)								
H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
 計画 策定	いの町子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
					 評価・ 次期計画策定	次期計画 （平成 32 年度～）		

4. 策定体制

「いの町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「いの町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所の施設の定員設定のあり方）の審議をはじめ、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査、保育・教育の見込み量、提供体制等について審議しました。



第2章 いの町の子ども・子育てを取り巻く現状



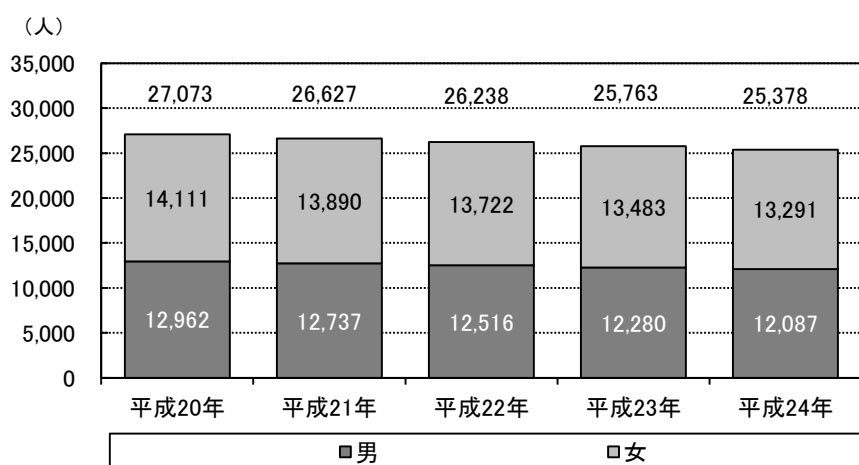
1. 統計にみる いの町の状況

(1) 人口の推移

いの町の人口は、年々減少しており、平成20年で27,073人だった人口は、平成24年では25,378人となっています。

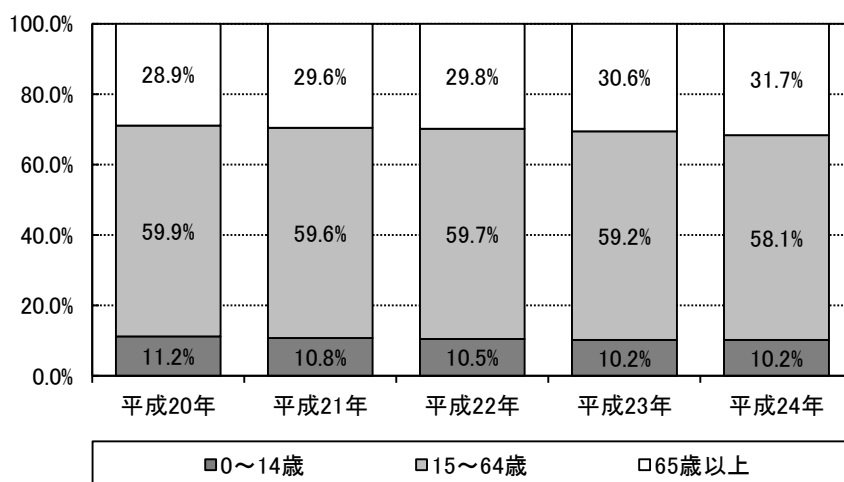
年齢3区分を比べてみても、年齢別人口割合の推移をみると0～14歳人口、15～64歳人口の割合は減少しているものの、65歳以上人口の割合は増加しており、少子高齢化が進行していることが示されています。

【人口の推移】



【資料】住民基本台帳

【年齢別人口割合推移】



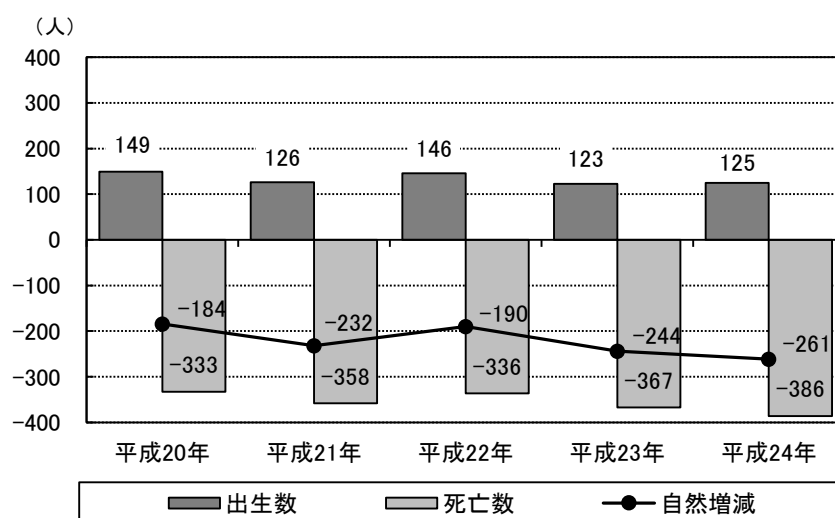
【資料】住民基本台帳

(2)人口の動態

自然増減数をみると、死亡数が出生数を上回っており、今後も人口減少が予想されます。

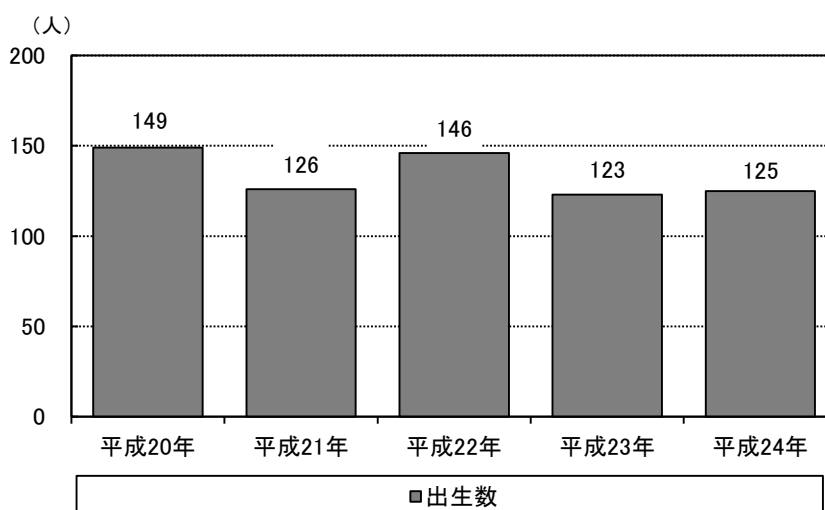
また、出生数については増減を繰り返していますが、平成20年の149人から平成24年には125人へ減少しています。高齢化が進行している中で、出生数が減少するということは、今後は死亡数と出生数の差が大きくなり、人口が大きく減少する可能性があります。

【自然増減数】



【資料】住民基本台帳

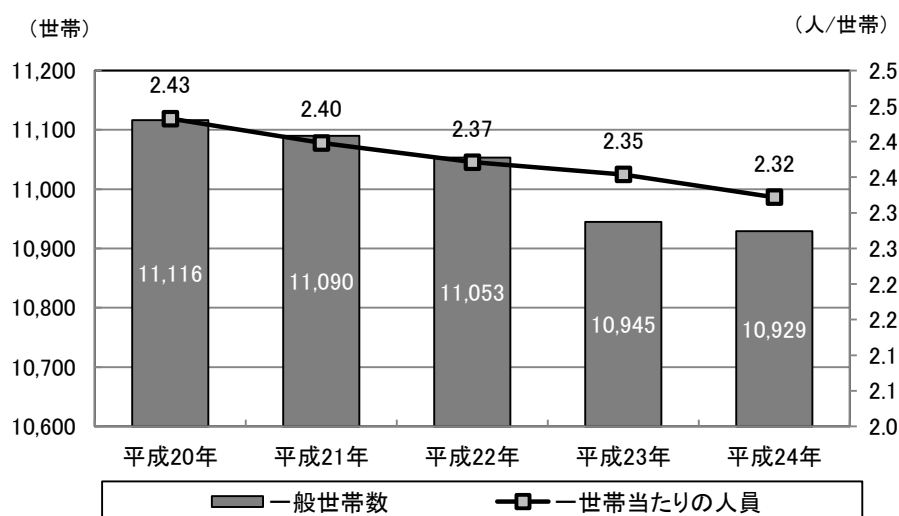
【出生数の動向】



【資料】住民基本台帳

(3) 世帯の動向

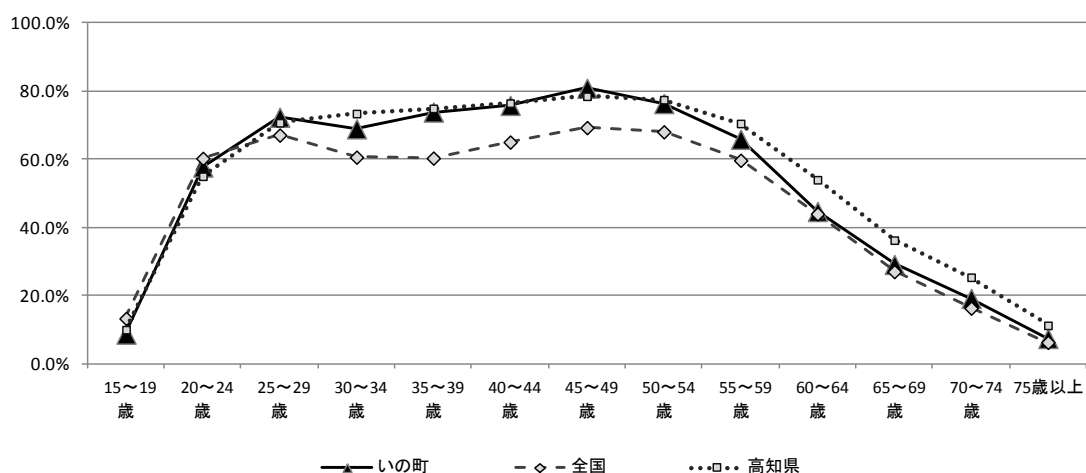
世帯数、一世帯当たりの人員の推移をみると、平成20年から平成24年にかけて、減少傾向にあり、核家族化の進行がうかがえます。



【資料】住民基本台帳

(4) 女性の年齢別就労率

女性の年齢別就労率をみると、30～34歳で低くなっており、子育てを機に仕事をやめるなどの傾向がみられます。しかしながら、全国の数値と比べても、高知県並びにいの町の女性の就労率は高く、働きながら子育てをしている母親が多いことも分かります。



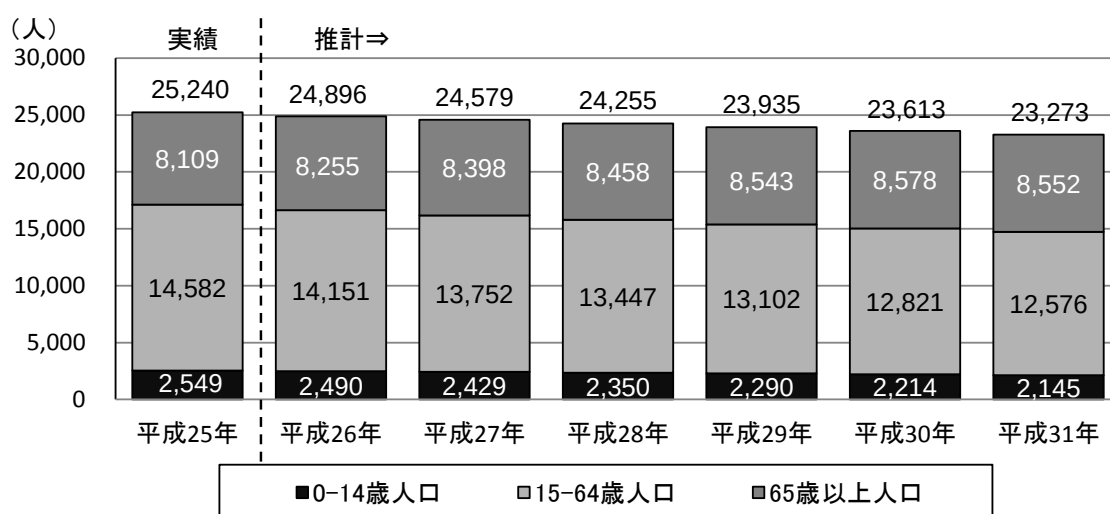
【資料】平成22年国勢調査

(5)人口の将来予測

総人口の推計状況を見ると、平成25年の25,240人から、平成31年には23,273人まで減少が予測されており、年少人口（0～14歳人口）も平成31年までに404人減少予測となっています。

また、65歳以上人口の増加割合が高くなっている一方、0～14歳、及び15～64歳人口は年々減少しており、少子高齢化が進んでいるといえます。

【人口推計】



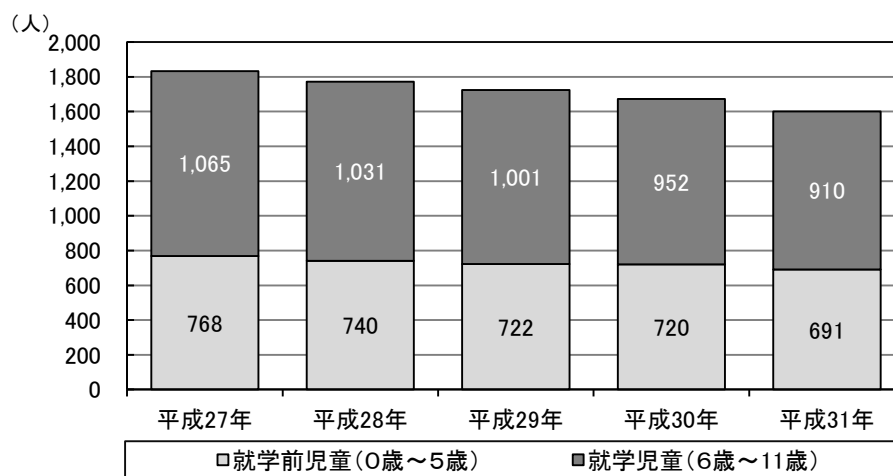
【資料】住民基本台帳を基にしたコーホート要因法による独自の資料

【児童数の推計】

単位(人)

年齢	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	115	112	109	107	104
1 歳	116	115	112	109	107
2 歳	136	120	118	115	113
3 歳	112	136	120	118	115
4 歳	135	117	142	125	123
5 歳	154	140	121	146	129
6 歳	151	157	143	123	149
7 歳	184	152	158	144	125
8 歳	190	180	149	155	141
9 歳	171	190	180	150	156
10 歳	178	177	197	186	155
11 歳	191	175	174	194	184

【資料】住民基本台帳を基にしたコーホート要因法による独自の資料

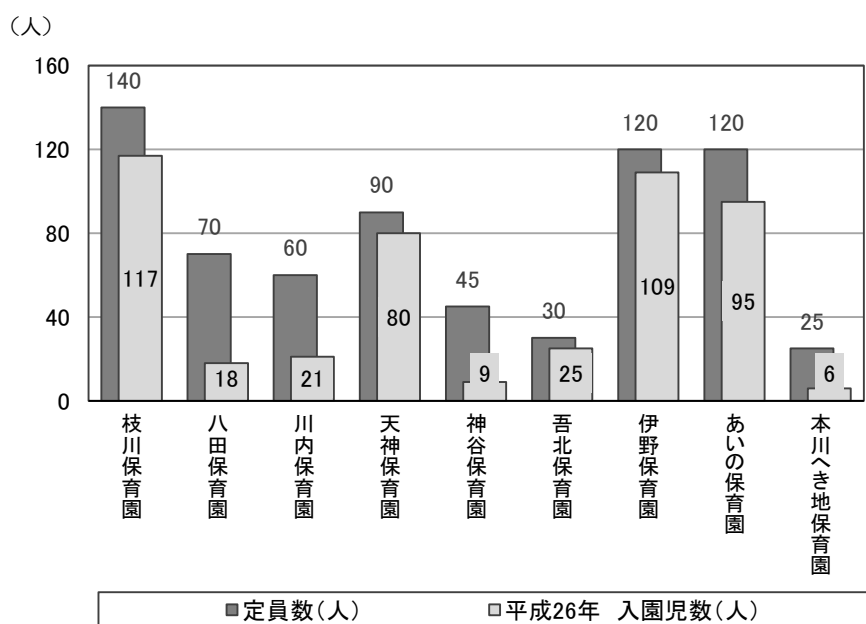


(6) 保育所・幼稚園園児数

すべての保育所、幼稚園において、入園児数は定員数を下回っています。

【保育所の定員・入園児数】

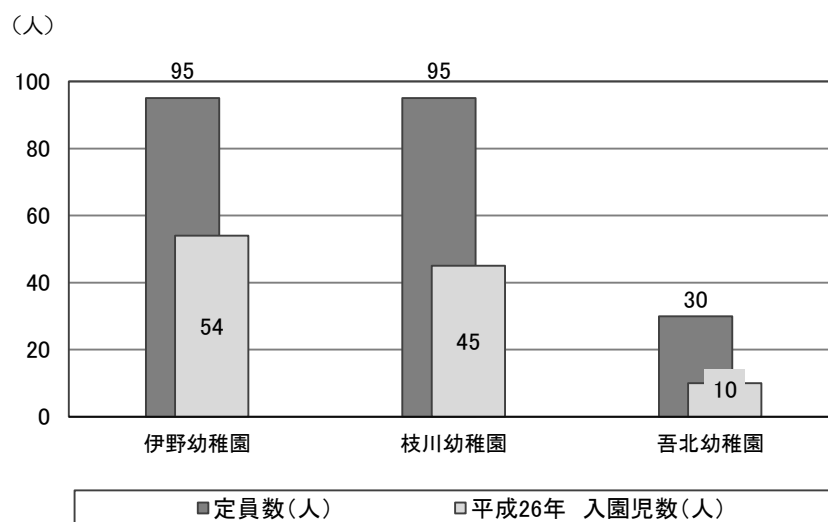
園名	定員数（人）	平成 26 年 入園児数(人)
枝川保育園	140	117
八田保育園	70	18
川内保育園	60	21
天神保育園	90	80
神谷保育園	45	9
吾北保育園	30	25
伊野保育園	120	109
あいの保育園	120	95
本川へき地保育園	25	6
合計（認定 2・3 号提供数）	700	480



【資料】いの町教育委員会

【幼稚園の定員・入園児数】

園名	定員数（人）	平成 26 年 入園児数（人）
伊野幼稚園	95	54
枝川幼稚園	95	45
吾北幼稚園	30	10
合計（認定 1 号提供数）	220	109



【資料】いの町教育委員会



2. 意識調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、保育ニーズやいの町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、町民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

(2) アンケート調査の概要

- 調査地域：いの町全域
- 調査対象者：いの町在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童 939 人の全数調査
- 調査期間：平成 25 年 11 月 5 日（火）～平成 25 年 12 月 4 日（水）
- 調査方法：郵送による配布・回収

(3) 配布・回収結果

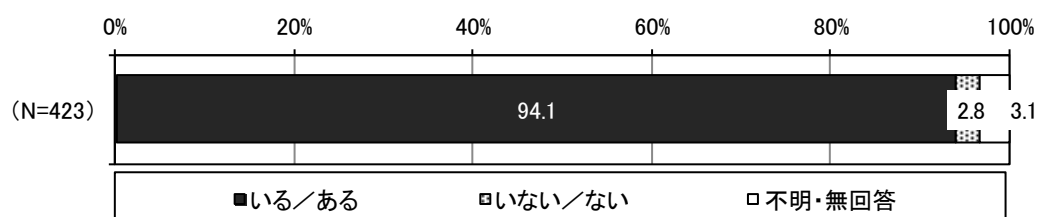
調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
939 件	423 件	45%

(4) 結果概要

①子育てをする上での相談相手や相談できる場所について

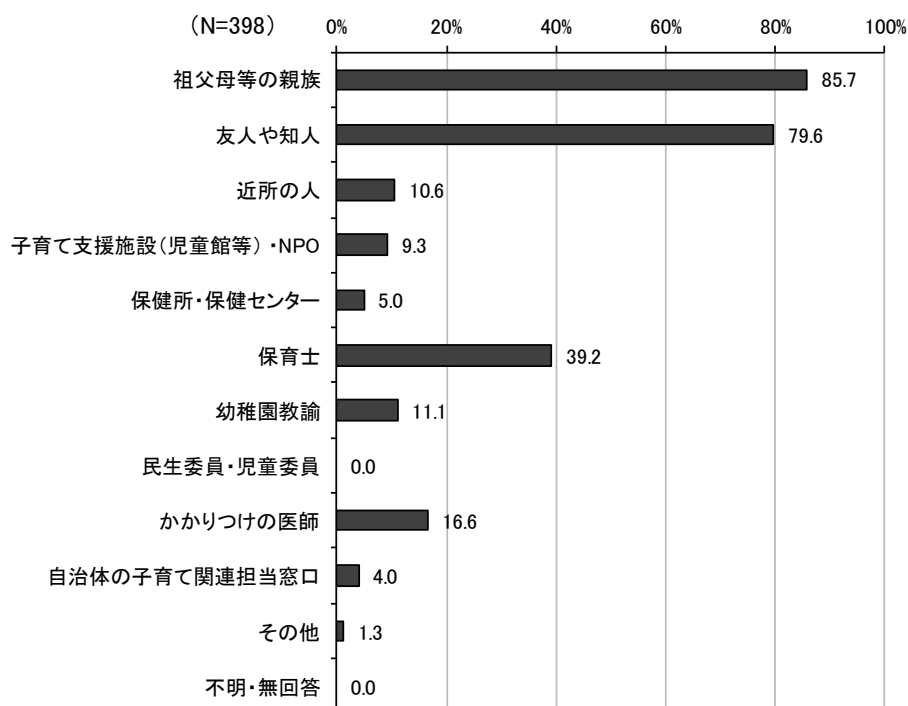
子育てをする上での相談相手（場所）の有無についてみると、「いる／ある」が94.1%となっています。回答者の大部分の方が相談できる相手又は場所があるといえます。

■子育てをする上での相談相手（場所）の有無について



■気軽に相談できる先について

※相談相手（場所）が「いる／ある」を選んだ方

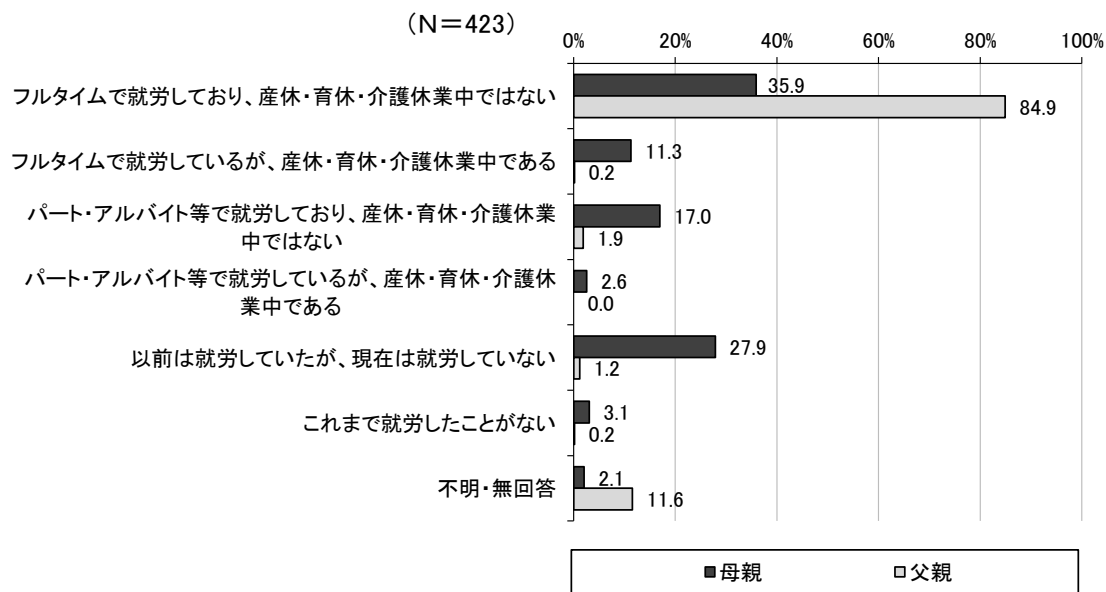


※N は母集団を表す。

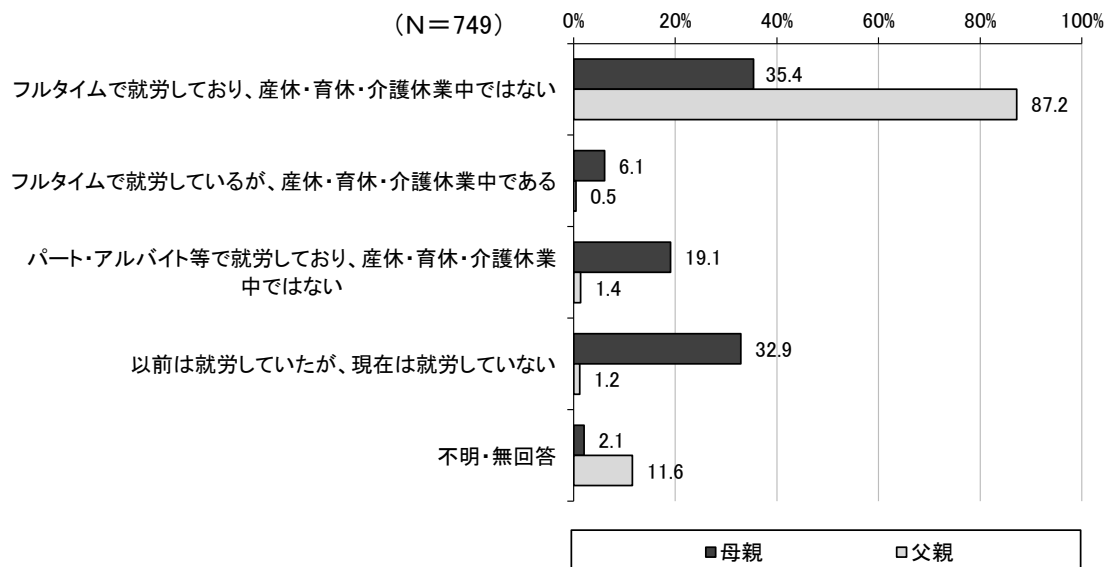
②保護者の就労状況について

保護者の就労状況についてみると、「父親」84.9%、「母親」35.9%、と父母ともに「フルタイム」が最も高くなっています。

5年前の就労状況と比べても大きな変化はありませんが、いの町においては母親の育児休業取得率が他市町村と比べて高い傾向に出ています。



■5年前調査類似設問結果



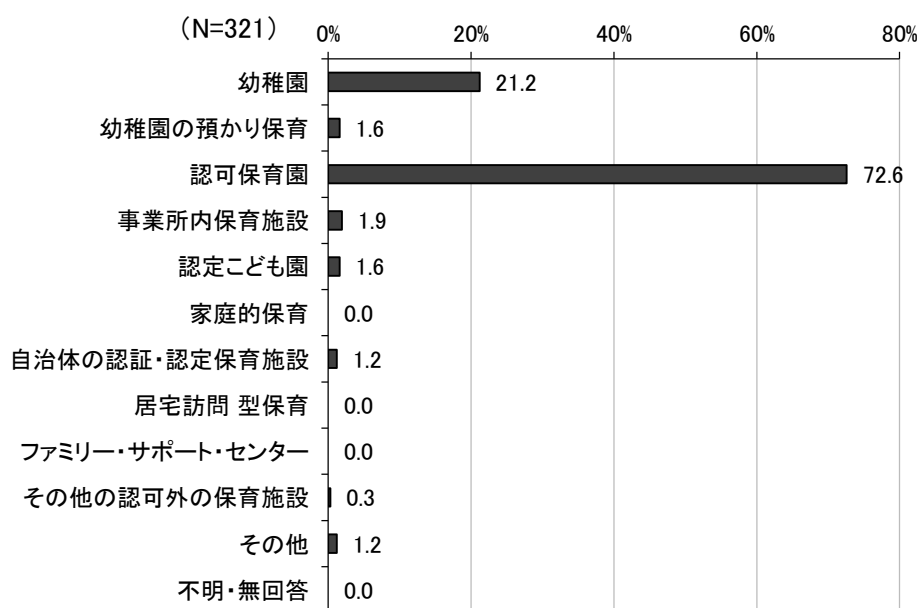
* 5年前調査類似設問については、母親、父親それぞれ個人の方に調査を行っており、本計画のためのニーズ調査については、世帯を対象としてニーズ調査を実施しております。

③平日の定期的な保育・教育事業の利用について

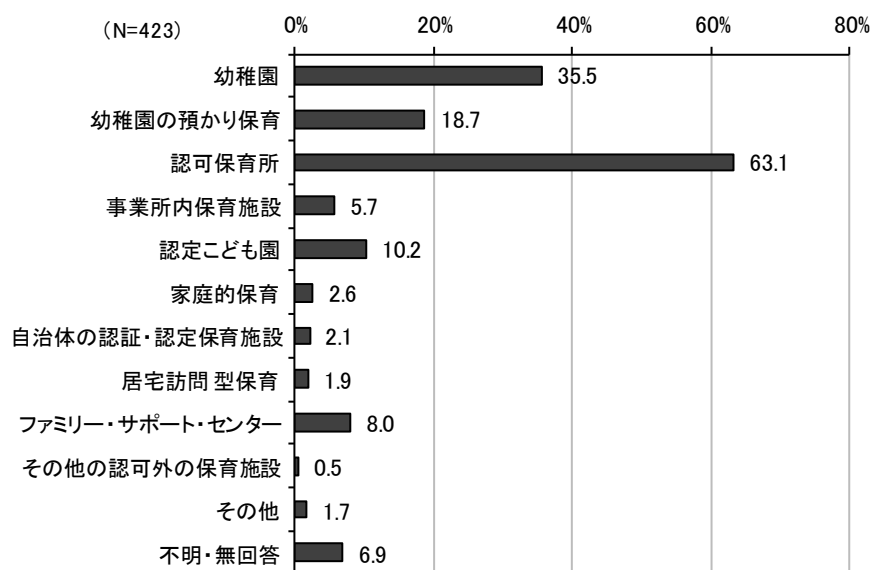
平日に利用している定期的な保育・教育事業についてみると、72.6%と大部分の方が「認可保育所」を利用していることが分かります。

今後、平日に利用したいと考える保育・教育についてみると、「認可保育所」が63.1%と最も高くなっており、いの町では、保育・教育事業の利用している理由についても「子育てをしている方が現在就労しているため」を選ばれた方が多く、就労している保護者の方が多いことが「認可保育所」の需要が高くなっている要因であると考えられます。

■現在の平日の保育・教育事業の利用状況

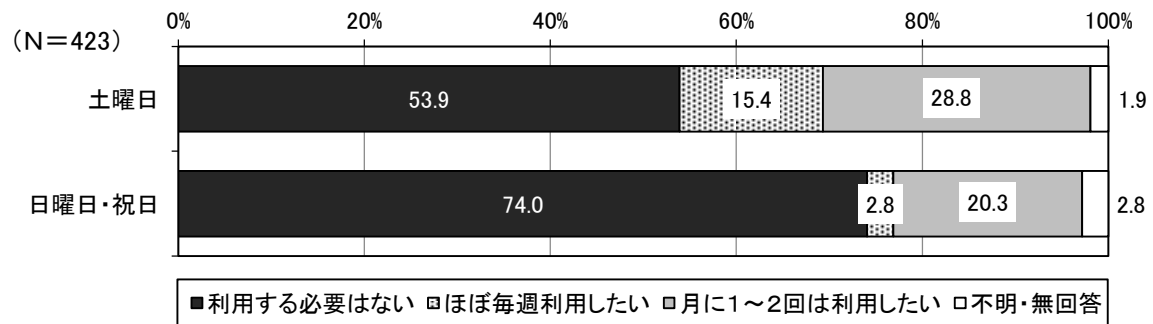


■今後の平日の保育・教育事業の利用希望



④土曜日・日曜日・祝日の定期的な保育・教育事業の利用希望について

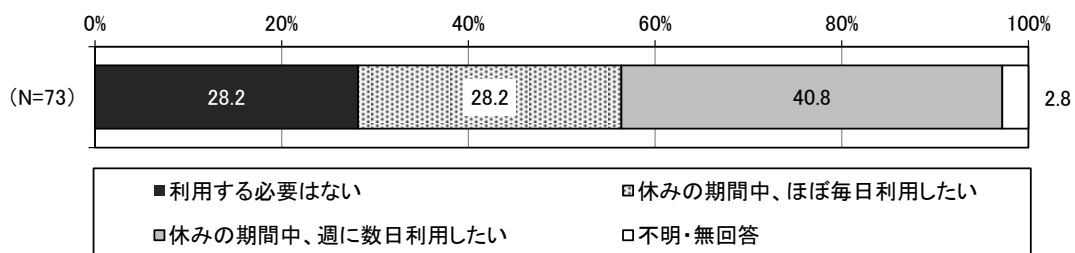
土曜日と日曜日・祝日の定期的な保育・教育事業の利用希望についてみると、土曜日、日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」がそれぞれ 53.9%、74.0%と最も高く、特に日曜日・祝日では7割超と、大部分を占めています。



⑤夏休み・冬休み等長期休暇中の定期的な保育・教育事業の利用希望について

長期の休暇期間中の定期的な保育・教育事業の利用希望についてみると、「休みの期間中、週に数日利用したい」が 40.8%と最も高くなっています。

※幼稚園を利用されている方

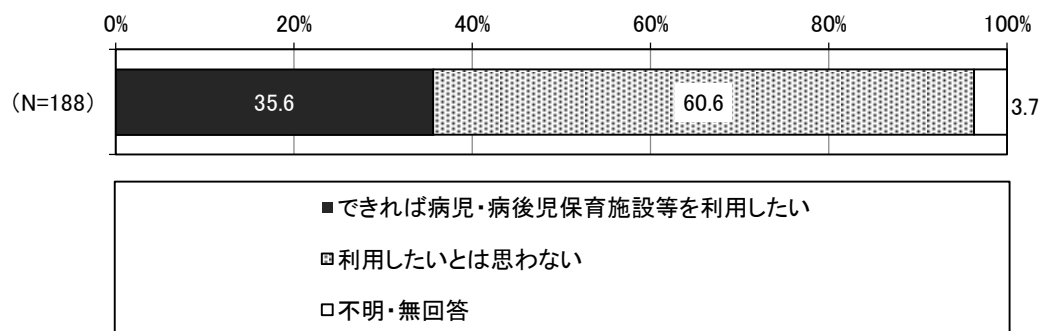


⑥病気の際の対応について

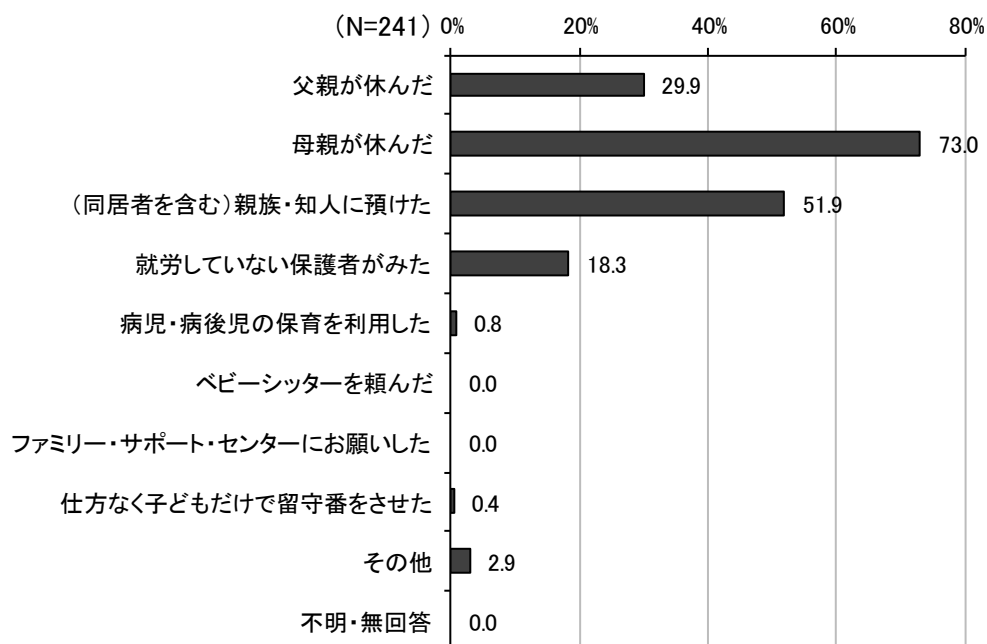
子どもが病気やケガで、幼稚園、保育所等を休んだ場合の対処方法についてみると、「母親が休んだ」が73.0%と最も高く、次いで「（同居者を含む）親族・知人に預けた」が51.9%となっています。

■「病児・病後児保育事業」の利用希望

※「父親が休んだ」、「母親が休んだ」を選んだ方



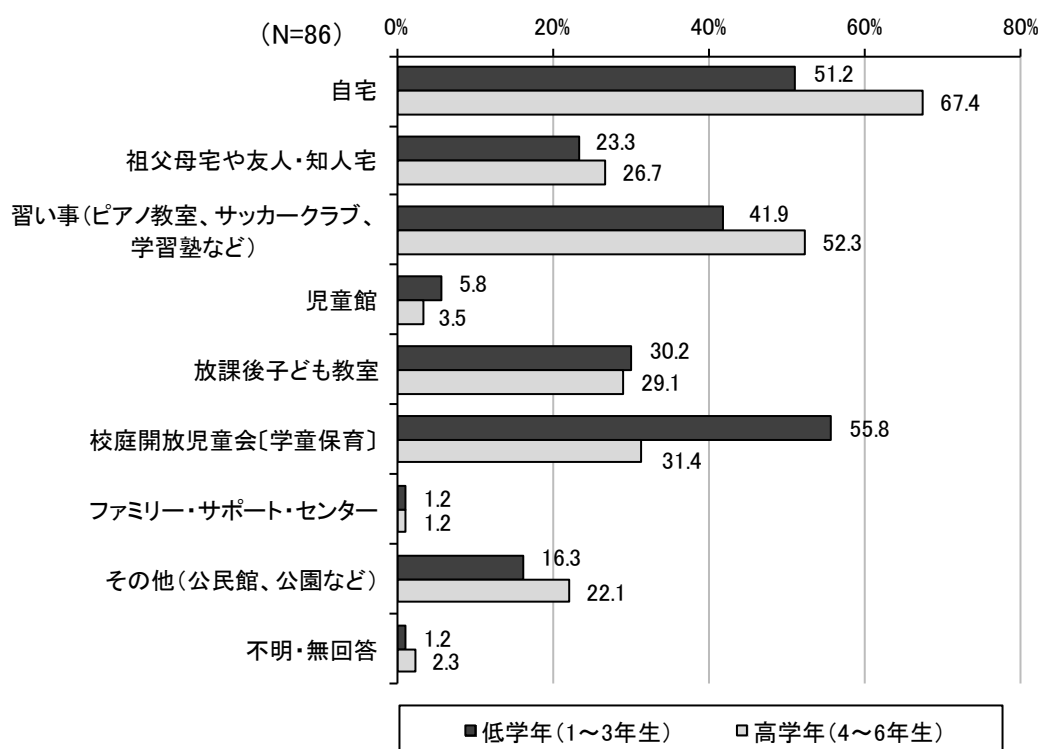
■病気の際の1年間の対処方法



⑦放課後の過ごし方について

放課後の時間を過ごさせたいと思う場所についてみると、低学年では「校庭開放児童会〔学童保育〕」が55.8%と最も高く、次いで「自宅」が51.2%となっています。一方、高学年では「自宅」が67.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が52.3%となっています。

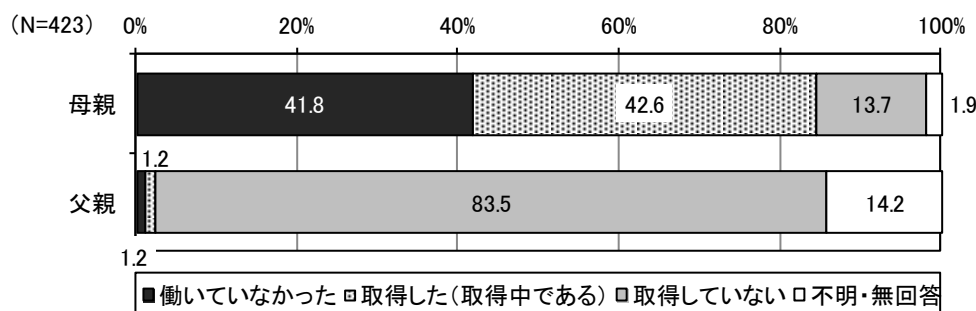
■放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか



⑧育児休業等の職場の両立支援制度について

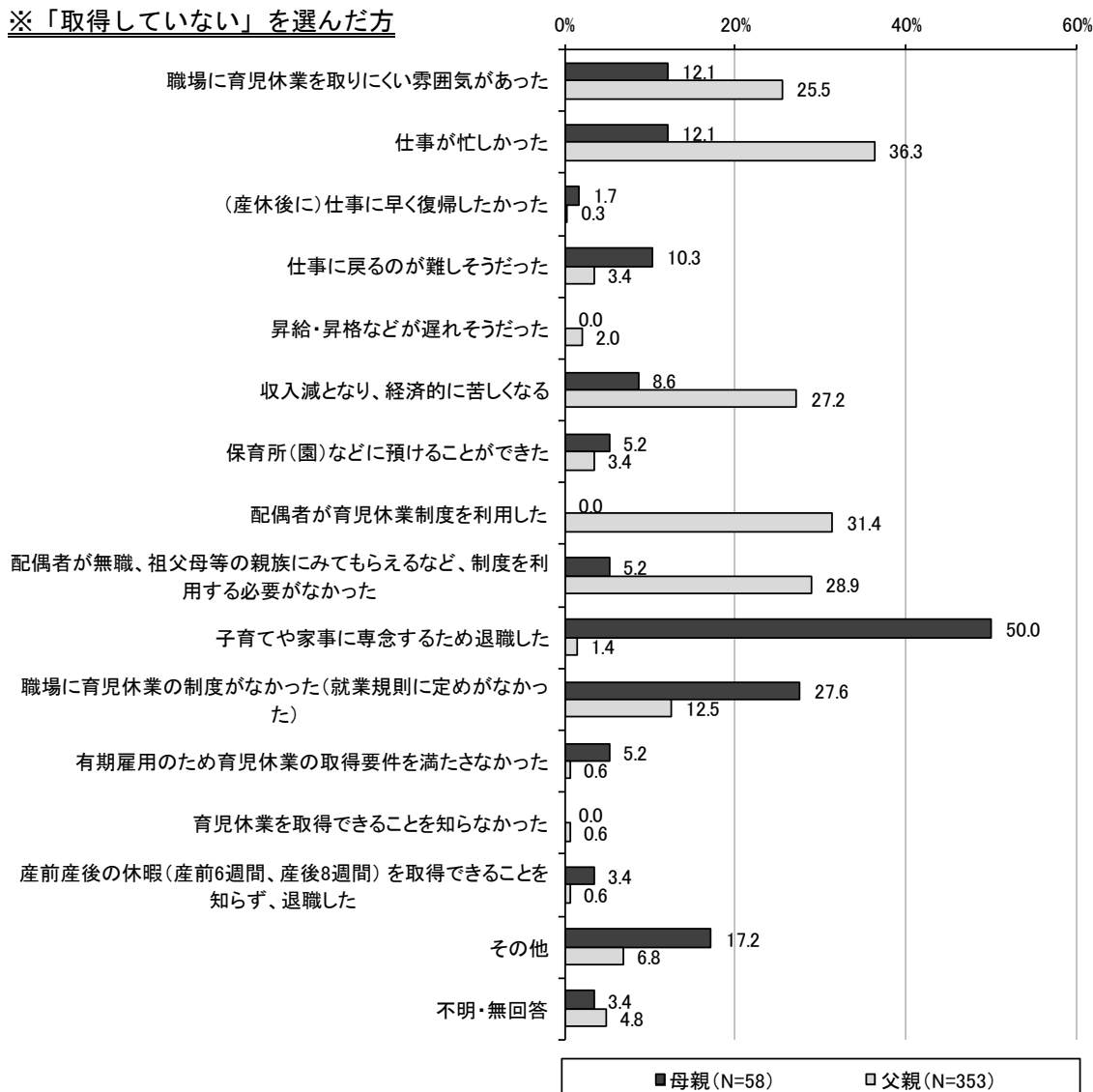
子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「取得した（取得中）」が42.6%、父親では「取得していない」が83.5%と、それぞれ最も高くなっています。また、母親では「働いていなかった」が41.8%で「取得した（取得中）」に次いで高くなっています。

■子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況について



■取得していない理由

※「取得していない」を選んだ方

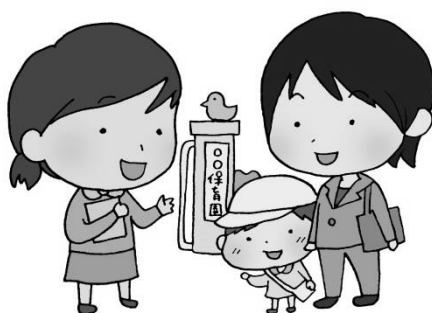


♡ 3. 現状・課題のまとめと今後の方向性

(1) 地域特性をふまえた保育・教育環境づくり

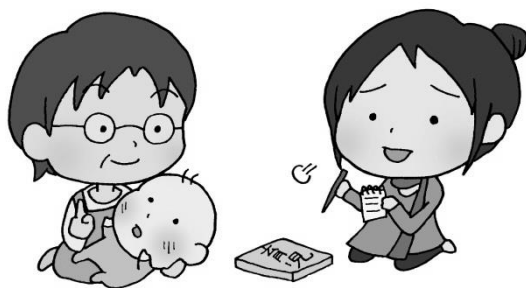
核家族化の進行や女性の就業率の増加等を背景として、いの町においても保育ニーズは高くなっています。これらの保育ニーズに対して、地域特性をふまえた一人ひとりの子育て家庭の状況に応じた対応が必要です。

そのなかで、いの町においては、地域によってそれぞれの育ちに差が生じないようにするために、地域の実情に応じた保育・教育の充実に取り組むことが必要です。



(2) 安心して子育てができる環境づくり

子育ての基本は家庭にあります。次代の社会を担う子どもを健やかに育むことは、地域や社会の責任です。このため、地域住民による子育て活動の支援、地域住民による子どもや子育て家庭の見守り等、地域住民が積極的に子育てにかかわり、子育て家庭が地域で安心して暮らせるような子育てしやすいまちづくりが重要です。

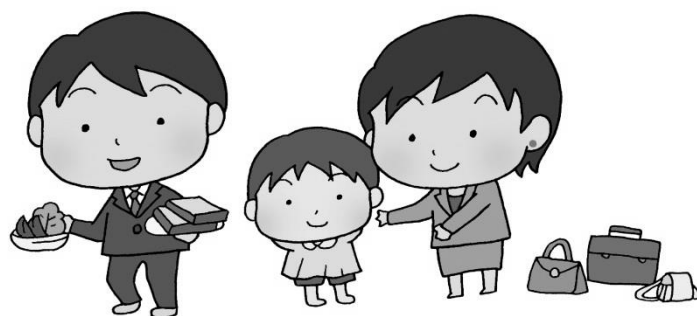


(3)働きながら子育てできる環境づくり

高知県における女性の就労率は全国よりも高い傾向にあります。

いの町においても、高知県と同様、女性の就労率が高く、共働き家庭が増加しています。こうした女性の社会進出が一層高まっている中で、女性が安心して働きながら子育てできる環境づくりが求められます。

働きながら子育てできる環境づくりに向けては、保育サービスの充実以外にも、家庭での役割分担、企業への広報・啓発、地域での子育て支援等、多面的にアプローチしていくことが求められ、いの町全体としての意識啓発や仕組みづくりが必要です。



第3章 計画の基本理念と基本的な視点



♡ 1. 計画の基本理念

全国的に核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんといれあう経験が乏しいまま親になることが増えています。育児に不安や悩みを抱える保護者の増加は、いの町においても例外ではありません。

しかし、いの町での子育て・教育環境は、豊かな自然環境に恵まれ、周囲の人たちの支援も受けやすい等、都会とは違った良さがあります。

いの町では、「いの町で育てほしい子ども像」と「育てほしい子どもを育てるためにできること」を子ども・子育て会議で話し合い、今後の施策に反映できるよう、育てほしい子ども像のビジョンを共有し、社会全体、地域が一体となって子どもと子育て家庭を支援するための基本理念を掲げました。

子ども・子育て会議の意見

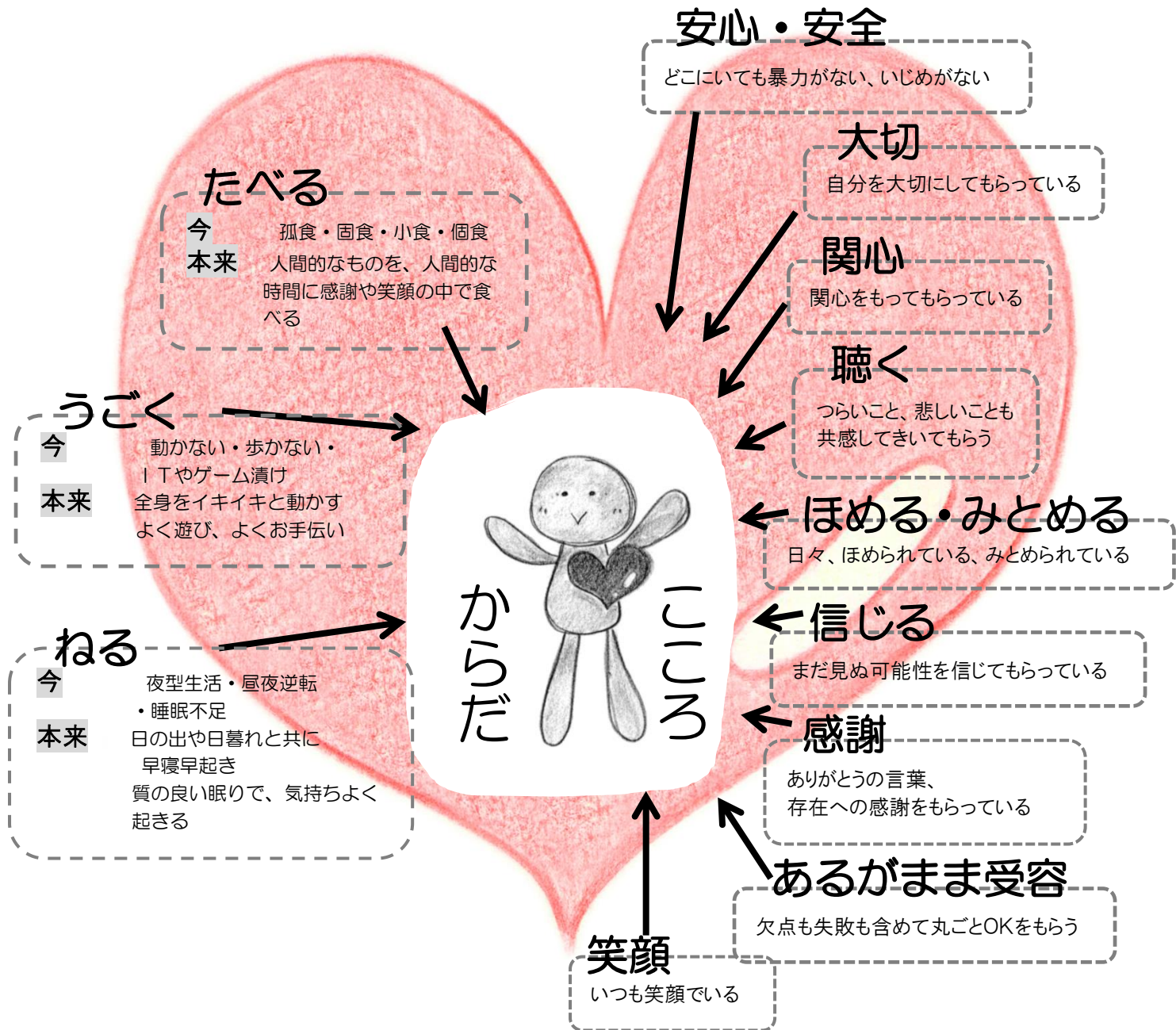
「自然豊かな いの町で親同士、子ども同士がつながりあって
子育てをみんなで支えていく」

基本理念

ゆたかな自然につつまれて
やっぱり みんなあいのがすき!
～親子そろって ぶっくりハートのまちづくり～

♡ 2. 計画の基本的な視点

◆ぷっくりハートって??



*「金香百合の自尊感情理論」から転記

ぷっくりと豊かなハートはからだもこころも満たされた状態です。
いの町はそんなぷっくりハートで自尊感情豊かな子どもの成長を目指します。

◆子どもの育ちと、いの町での子育てサイクル

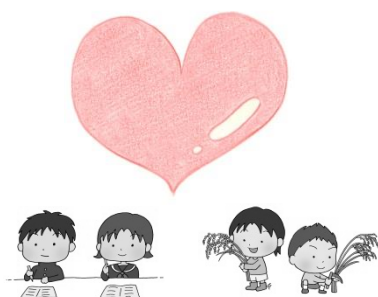
子どものハート、親のハート、そして子育てを支える地域のハートの3つのハートが満たされるための施策を展開します。どのハートもぶっくりと豊かなハートとなることで、いの町の子育てサイクルが機能すると考えられます。



3. 基本目標

計画の基本理念に基づき、子どもや子育てに関する各分野の施策を推進していくために、次の5項目を基本目標として設定します。

基本目標1 子どもの健全な成長を支える環境づくり

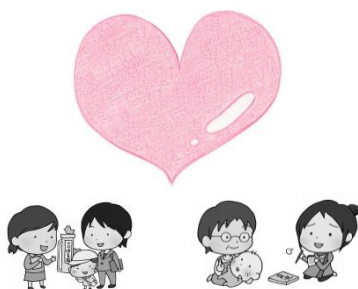


子どものハート

次代の親を育成する観点から、子どもや家庭をもつことの意義や重要性について理解を深めるための機会の確保を図るとともに、親子のきずなや生命の大切さへの理解を深める体験、食育をはじめ基本的生活習慣の獲得や、人とのつながり、豊かな経験を積むことができる教育環境の充実を図ります。

また、特別に支援が必要な子どもを含めたすべての子どもが一人ひとり尊重されるための環境づくりを推進します。

基本目標2 子どもを産み育てやすい環境づくり

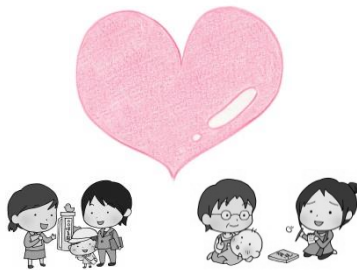


親のハート

子どもの健やかな成長の大前提として、すべての子どもが持って生まれた「いのち」を育み、一人ひとりが尊重されることが必要と考えます。妊娠・出産から学齢期まで成長に応じた発達を支援するための施策等、子どもの健やかな成長につなげるための環境づくりに努めます。

また、親子ともに心身の健康を保ち、親子のふれあい、地域とのつながりを大切にしながらゆとりある子育てができる環境づくりを推進します。

基本目標3 家庭と仕事を両立させる環境づくり

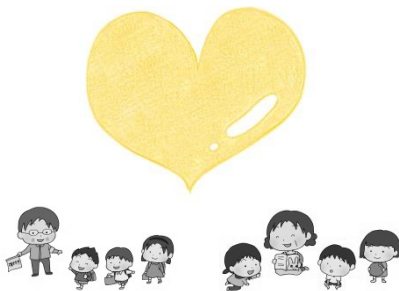


親のハート

母親の就労ニーズ等、家庭の多様な希望に応じた子育てができるよう、保育・教育事業だけでなく、家庭・地域・企業等の連携と共通理解を図り、子育てと仕事を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりを目指します。

また、家庭において、父親と母親がともに役割分担しながら、共同で家事・育児等を担うことができるよう、父親の子育て参加の促進、育児休業の活用等、子どもを第一に捉えた働き方、暮らし方ができる意識づくり、環境づくりを行います。

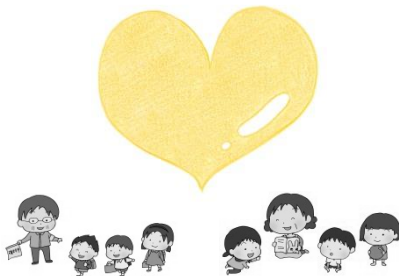
基本目標4 地域ぐるみの子育て支援体制づくり



子育てを支える地域のハート

子育てに関する不安や負担を感じている家庭、支援を必要としている家庭に対し、子どもを地域の宝として捉え、地域全体で子育てを支援していくことができる地域づくりを行うため、地域における相談や交流の場づくり、支えあいの関係づくりを行います。

基本目標5 子どもが安全に過ごせるための環境づくり



子育てを支える地域のハート

地域において、子どもの権利を守る意識を高める取り組みや、交通安全の確保や子どもを犯罪等から守るための活動の推進、子どもや子ども連れの保護者等が快適に利用することができる公共施設等のバリアフリー化等、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指します。



4. 施策体系

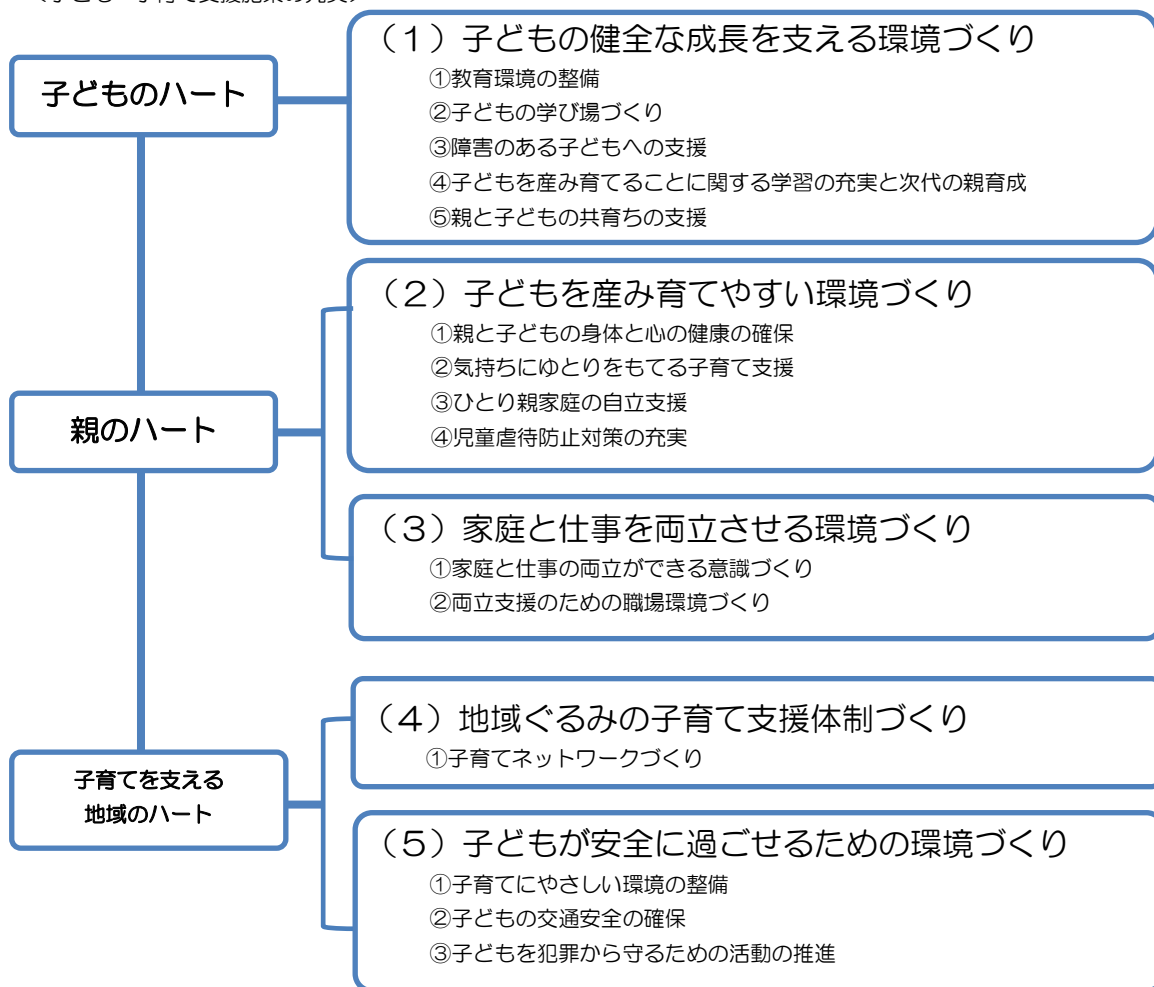
<基本理念>

ゆたかな自然につつまれて
やっぱり みんなあいの がすき!
 ~親子そろって ぶっくりハートのまちづくり~

【子ども・子育て支援事業の展開】

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 教育・保育の提供体制の確保及び実施時期等
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び実施時期等
- (4) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について

<子ども・子育て支援施策の充実>



第4章 子ども・子育て支援事業の展開



1. 教育・保育提供区域の設定

(1)「教育・保育提供区域」とは

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び保育・教育施設の整備状況等を総合的に勘案して「保育・教育提供区域」を設定することが義務付けられています。

(2)区域設定について留意すべきポイント

【区域設定における主な国の考え】（子ども・子育て支援法に基づく基本指針案 参照）

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、保育・教育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

以上の内容をふまえ、いの町の地域の実情を考慮した結果、いの町における保育・教育提供区域については「いの町全域」を基本として設定します。



2. 教育・保育の提供体制の確保及び実施時期等

幼稚園や保育所等の学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

■認定区分と提供施設

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 利用先 幼稚園等

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 利用先 保育所等

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 利用先 保育所等

会議での意見

- 少人数の園には少人数ならではの良さがある。
- 保育所・幼稚園だけでなく、地域で支援をしていく必要がある。
- いの町の歴史の中で地域の人々が支えて現在の園を形作ってきた。そのため、行政だけに任せず、地域の方とともに保育所・幼稚園を支えていくことが必要である。
- 幼稚園が16時までの預かり保育や、夏休みの預かり保育を実施すれば、保育所3歳児～5歳児が減り、0・1歳のクラスを増やすことができるのではないだろうか。
- 吾北保育園と幼稚園の園舎が同じ建物になったことで、共同で行事を実施することが多くなり、子どもたちが喜んでいるのでよかった。

提供体制・確保方策

【1】現在の保育状況

【保育所の定員・入園児数】

園名	定員数（人）	平成 26 年 入園児数（人）
枝川保育園	140	117
八田保育園	70	18
川内保育園	60	21
天神保育園	90	80
神谷保育園	45	9
吾北保育園	30	25
伊野保育園	120	109
あいの保育園	120	95
本川へき地保育園	25	6
合計（認定 2・3 号提供数）	700	480

【資料】いの町教育委員会

【2】現在の教育事業の状況

【幼稚園の定員・入園児数】

園名	定員数（人）	平成 26 年 入園児数（人）
伊野幼稚園	95	54
枝川幼稚園	95	45
吾北幼稚園	30	10
合計（認定 1 号提供数）	220	109

【資料】いの町教育委員会

【3】保育・教育施設利用者の見込み

	平成 25 年度 （実績）	平成 27 年度 （見込み）	平成 28 年度 （見込み）	平成 29 年度 （見込み）	平成 30 年度 （見込み）	平成 31 年度 （見込み）
保育所利用者	546 人	510 人	491 人	479 人	478 人	459 人
幼稚園利用者	137 人	125 人	123 人	120 人	122 人	115 人
合計	683 人	635 人	614 人	599 人	600 人	574 人

※保育・教育は、ニーズ量にて算出した合計値から、各実績の割合等を勘案し見込んだ数値

量の見込み及び確保内容

1号認定、2号認定、3号認定については、ニーズ調査結果における保護者の利用希望や、過去の利用実績等を勘案し、計画期間内における必要利用定員総数を、次表のとおり設定します。

【教育】

単位(人)

		実績		平成 27 年度			平成 28 年度		
		平成 25 年度		1 号 3-5 歳	2 号※ 3-5 歳	合計	1 号 3-5 歳	2 号※ 3-5 歳	合計
		1 号	2 号※						
		3-5 歳	3-5 歳						
①量の見込み (必要利用定員総数)		137	137	77	48	125	76	47	123
②町外施設を利用		20	20	15	0	15	15	0	15
③町外からの受け入れ		0	0	0	0	0	0	0	0
④町内施設を利用①-②+③		117	117	62	48	110	61	47	108
⑤確保方策	幼稚園	220	220	220		220	220		220
	確認をうけない幼稚園			0		0	0		0
⑤-④		103	103	110		110	112		112

		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		1 号	2 号※	合計	1 号	2 号※	合計	1 号	2 号※	合計
		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳	
		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		74	46	120	75	47	122	71	44	115
②町外施設を利用		15	0	15	15	0	15	15	0	15
③町外からの受け入れ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
④町内施設を利用①-②+③		59	46	105	60	47	107	56	44	100
⑤確保方策	幼稚園	220		220	220		220	220		220
	確認をうけない幼稚園	0		0	0		0	0		0
⑤-④		115		115	113		113	120		120

※2号認定のうち、教育の利用希望が高い者

【保育】

単位(人)

		平成 25 年度 (実績)			平成 27 年度			平成 28 年度		
		2 号 3-5 歳	3 号 0 歳 1-2 歳		2 号 3-5 歳	3 号 0 歳 1-2 歳		2 号 3-5 歳	3 号 0 歳 1-2 歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		318	47	181	265	51	194	259	48	184
②町外施設を利用		3	0	3	7	0	3	7	0	3
③町外からの受け入れ		3	0	2	4	1	3	4	1	3
④町内施設を利用①-②+③		318	47	180	262	52	194	256	49	184
⑤確保方策	保育所	371	56	193	371	56	193	371	56	193
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	19	0	6	19	0	6	19	0	6
⑤-④		72	9	19	128	4	5	134	7	15

		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		2 号 3-5 歳	3 号 0 歳 1-2 歳		2 号 3-5 歳	3 号 0 歳 1-2 歳		2 号 3-5 歳	3 号 0 歳 1-2 歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		253	47	179	257	46	175	242	45	172
②町外施設を利用		7	0	3	7	0	3	7	0	3
③町外からの受け入れ		5	1	2	5	1	2	5	1	2
④町内施設を利用①-②+③		251	48	178	255	47	174	240	46	171
⑤確保方策	保育所	371	56	193	371	56	193	371	56	193
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	19	0	6	19	0	6	19	0	6
⑤-④		139	8	21	135	9	25	150	10	28

確保方策

確保方策と比べると量の見込みが下回っており、今後は、現状の定員数で受け入れを確保していく。



3. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び実施時期等

(1) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
時間外保育事業 (延長保育)		人	78	40	38	37	37	36
放課後児童健全育成事業	低学年	人	215	263	245	226	212	208
	高学年	人	6	34	34	35	33	31
子育て短期支援事業		人日	17	17	17	17	17	17
地域子育て支援拠点事業		人回	533	502	475	464	453	444
一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	人日	—	1,601	1,566	1,529	1,552	1,465
	一時預かり (ファミサポの未就学児利用含む)	人日	—	2,215	2,132	2,078	2,072	2,051
病児・病後児保育事業		人日	—	60	58	56	56	54
ファミリー・サポート・センター事業		人日	—	0	0	0	0	0
妊婦健診事業		人回	1,312	1,582	1,526	1,484	1,442	1,400
乳児家庭全戸訪問事業		人	111	113	109	106	103	100
養育支援訪問事業		人	35	36	34	33	32	32
利用者支援事業		か所	—	—	—	—	—	—
実費徴収に係る補足給付を行う事業			—	—	—	—	—	—
多様な主体が参画することを促進するための事業			—	—	—	—	—	—

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

[1] 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

※開所時間 11 時間の後 1 時間以上延長保育を実施する事業で、町内では伊野保育園とあいの保育園で行っています。

会議での意見

○家庭の事情を聴いて昼の保育だけではなく夜の保育もあったらいいと思う。伊野・吾北・本川の通勤手段が違うことを考慮すると、伊野よりも吾北の方が、通勤時間に融通が効きにくくなる。このことをふまえて吾北で延長保育の料金を考えてほしい。

○働く親としては、長時間の預かりの拡大など働きやすい条件を満たすものを望んでいる。

○各地域の保育所・幼稚園について、「それぞれの良さを生かしながらの共存か」・「延長保育などのサービスを充実させるために集約するのか」、地域の方の意見を聴きながら決定していきたい。

○時間外保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人、か所）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		40	38	37	37	36
②確保の内容	（人）	240	240	240	240	240
	（か所）	2	2	2	2	2
②-①		200	202	203	203	204

確保方策

確保と比べると量の見込みが下回っており、また保護者の終業時間から現状の開所時間で量の見込みを確保できると考える。

[2]放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

●放課後子ども総合プランの推進

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める。

会議での意見

○放課後の学童について、対象は3年生までとなっている。兄弟等を考えると、対象を全学年にしてはどうか（安心）。運動をプラスすることで、運動能力の向上にもなる。伊野商業高校のサマーセミナーのようなものやってみることなどから始めてみてはどうか。

■放課後児童クラブの状況

名称	開設	定員（人）	活動場所
伊野小学校ひまわり児童会	昭和 50 年度	71	伊野小学校
枝川小学校さくらんぼ児童会	平成 10 年度	70	枝川小学校
伊野南小学校ログハウス児童会(委託)	平成 10 年度	50	伊野南小学校
川内小学校たんぼぼ児童会	平成 18 年度	30	川内小学校
吾北小学校むささび児童会	平成 23 年度	30	吾北小学校

■放課後児童クラブ利用者数の推移

（単位：人）

名称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
伊野小学校ひまわり児童会	70	66	57	56	52
枝川小学校さくらんぼ児童会	61	64	58	60	50
伊野南小学校ログハウス児童会	56	58	68	70	70
川内小学校たんぼぼ児童会	19	21	17	19	17
吾北小学校むささび児童会	－	19	16	16	22

【資料】いの町教育委員会

○放課後児童健全育成事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	263	245	226	212	208
	高学年	34	34	35	33	31
②確保の内容	低学年	221	221	221	221	221
	高学年	30	30	30	30	30

確保方策

●放課後児童健全育成事業

高学年の受け入れについて、いの町においては原則小学1年生～3年生を対象としているが、特別な理由がある場合は、申し出があれば教育委員会で協議の上、入会を許可している。

しかし、特に校庭開放児童会を必要とする小学1年生～3年生が、高学年の入会によって入会できない事態を避けるため、小学1年生～3年生を優先的に入会させることとする。低学年の入会受付を優先させた後、空いている枠で高学年の受け入れをする。



●放課後子ども総合プランの推進

放課後の過ごし方は児童にとって学校教育と同様に重要であることから、いの町においても、放課後児童の多様なニーズに対応するため、同プランに基づき、下表に掲げる事業を推進していきます。

項目	推進方策等
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量	1 か所
放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量	上記、放課後児童健全育成事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」を参照
放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画	希望する小学校区を調査し、必要に応じて整備計画を策定する。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的、又は連携による実施に関する具体的な方策	連携型のプログラムを実施する場合は、児童が安全に移動できるよう支援員又はボランティア等が同行する。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	余裕教室の活用状況を定期的に調査し、可能な範囲で活用を推進する。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	現在の実施主体は教育委員会であるため、方策等は特になし。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み	地域の要望に応じて実施を検討する。

[3]子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

会議での意見

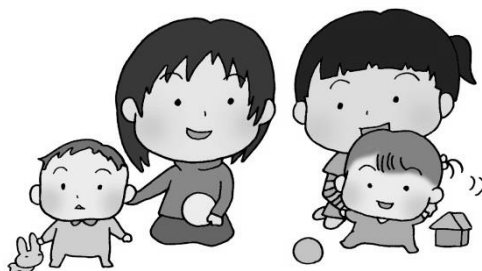
○地域子育て短期支援事業があると、とても助かる家庭も多い。

○子育て短期支援事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	17	17	17	17	17
②確保の内容	36	36	36	36	36
②－①	19	19	19	19	19

確保方策

現在の受け入れ体制は 36 人のため現状維持で対応している。今後は相談窓口の周知、充実を図る。



[4]地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

会議での意見

〇いの町地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」をもっと町内の方に知ってほしい。

〇いの町地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」利用者からの意見もあるので、この会議のみならず、もっと広く意見等を聞き入れる方がよいのではないかな。

■地域子育て支援センターの状況

名称	開設	定員（人）	場 所
いの町子育て支援センター	平成 12 年度	40	いの町 1610-1

■地域子育て支援センター利用者数の推移

（単位：人／年間）

名称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
いの町子育て支援センター	5,557	6,548	6,415	6,407	6,400

【資料】いの町教育委員会

〇地域子育て支援拠点事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人回／月）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		502	475	464	453	444
②確保の内容	（人回）	840	840	840	840	840
	（か所）	1	1	1	1	1
②－①		338	365	376	387	396

確保方策

地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」の認知度を上げていくために、保健師がキーパーソンとなり、「つなぐ」役割を担い、地域子育て支援センター職員に、育児相談、1歳6か月健診、3歳児健診等、地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」の取り組みや普及、啓発等を周知する機会を提供する。

地域子育て支援センター職員は、保健師と連携し、新しい来所者を温かく迎えたり、保護者間で助け合ったり、悩みをもっている保護者を地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」で支援する。

[5-1]一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

会議での意見

○子どもは母親・父親と一緒にいたいと思っている。仕事も大事なので本当に困っている人や必要としている人が利用しやすく、かつ、「親と一緒にいたい」という子どもの思いを考慮し、安易に親と子を引き離さないような内容にしたい。

○一時預かり事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		1,601	1,566	1,529	1,552	1,465
②確保の内容	(人日)	0	0	0	0	0
	(か所)	0	0	0	0	0
②－①		▲1,601	▲1,566	▲1,529	▲1,552	▲1,465

確保方策

現時点では、各方面の事業主体に影響が予想されるので早期に実施することは難しい。今後は状況に応じて事業の実施を検討する。

[5-2]一時預かり事業（幼稚園以外による一時預かり）

日中に家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。

○一時預かり事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		2,215	2,132	2,078	2,072	2,051
②確保の内容	(人日)	2,470	2,470	2,470	2,470	2,470
	(か所)	1	1	1	1	1
②－①		255	338	392	398	419

確保方策

今後あいの保育園での受け入れが可能であるため、広報等で周知しながら運営を補助し、状況に応じて他施設での事業の実施を検討する。

[6]病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

○病児・病後児保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	60	58	56	56	54
②確保の内容(人日)	0	0	0	0	0
②－①	▲60	▲58	▲56	▲56	▲54

確保方策

新事業として実施するにあたっては人材面、実施主体など課題があるため、今後は状況に応じて事業の実施を検討する。

[7]ファミリー・サポート・センター事業

地域において、子育てをお手伝いしてほしい「依頼会員」とお手伝いしたい「援助会員」がお互いに会員登録をして、子育ての助け合いを行う有償ボランティア活動事業のことです。

会議での意見

○ファミリー・サポート・センターは無理でも、その小さい規模のものができたらいいと思う。

○ファミリー・サポート・センターは周知した上で、いの町の保護者の意見に耳を傾ける必要があるのではないか。

○ファミリー・サポート・センター事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/週)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

新事業として実施するにあたっては人材面、安全面、実施主体などの課題があるため、今後の状況に応じて事業の実施を慎重に検討する。

[8]妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

確保方策

県や高知県医師会と連携を図り、継続して事業を実施する。

○妊婦健診事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日、か所)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,582	1,526	1,484	1,442	1,400
②確保の内容	1,582	1,526	1,484	1,442	1,400
②－①	0	0	0	0	0

[9]乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

確保方策

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等の事業を継続する。

○乳児家庭全戸訪問事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人、%)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	(人)	113	109	106	103	100
	(訪問率)	100	100	100	100	100
②確保の内容		113	109	106	103	100
②－①		0	0	0	0	0

[10-1]養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

確保方策

養育支援が必要な家庭に対して継続して事業を実施する。

○養育支援訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	36	34	33	32	32
②確保の内容	36	34	33	32	32
②-①	0	0	0	0	0

[10-2]子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもサポートネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

確保方策

実施期間:平成 27 年度から平成 31 年度

取組内容:早期発見及びその適切な保護、並びに適切な対応に努める。

○実施施策

要保護児童等の代表者会議	年に 1 回開催し、各機関の取組状況等を共有するなどし、児童虐待に対する理解を深める。
実務者会議	年に 3 回程度、児童相談所や警察、関係機関の実務者で会議を開催し、要保護児童等に関する情報共有、支援方針の検討を行う。
個別ケース会議	必要に応じて要保護児童等に直接関わりのある担当者等で構成し、要保護児童等に対する具体的な情報交換や援助方法について協議する。
関係機関との調整	調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化を図る。

[11]利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

確保方策

実施する予定はないが、状況に応じて事業の実施を検討する。

○利用者支援事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0

[12] 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設が実費徴収等の上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について町が一部を助成する事業です。

確保方策

現在、いの町では実施していないが、実施を検討する。

[13] 多様な主体が参画することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育等の設置を促進していく事業です。

確保方策

現在、いの町では実施していないが、実施を検討する。

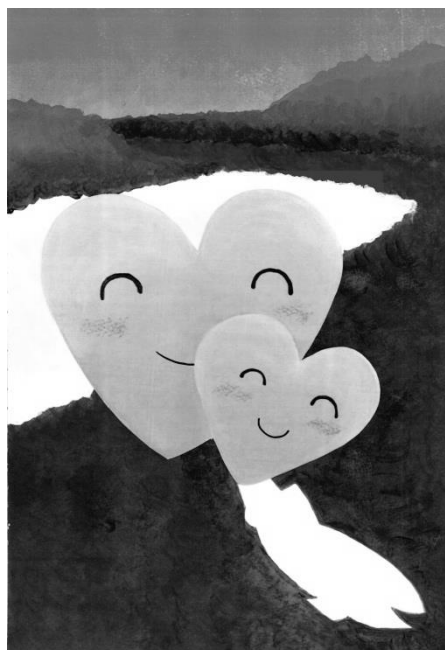


4. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について

国の考え方

- ①認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方
(認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- ②質の高い幼児期の学校教育・保育
- ③地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- ④幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取り組みの推進
- ⑤0歳～2歳に係る取組と3歳～5歳に係る取り組みの連携

施策方針	施策内容
保育士等の確保と 資質の向上	●保育所の受入枠の拡大や保育サービスの多様化・拡充に合わせて保育士等の確保を図ると同時に、より良い保育が実施できるように保育士等の資質の向上を図っていきます。



第5章 子ども・子育て支援施策の充実



基本目標1 子どもの健全な成長を支える環境づくり

(1) 教育環境の整備

施策方針	施策内容
新しい学校づくりの推進	●「開かれた学校づくり」の一層の充実を図るため、園・学校・家庭・地域の協働に向けた共通認識を深め、地域人材の発掘、学校の受け入れ体制の整備を推進します。



主な実施事業

- 開かれた学校づくり事業
- スクールコミュニティ（学校運営協議会制度）
- キャリア教育推進事業（学校支援地域本部事業）

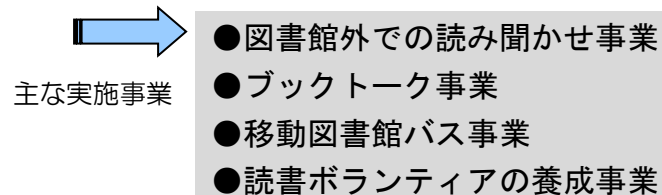
施策方針	施策内容
食育の推進	●乳幼児期～小学校までの児童とその保護者を対象に『食事そのもの』について学ぶ機会を設け、人間関係や社会性につながる食育の推進を実施します。



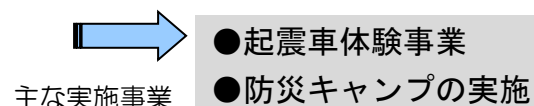
主な実施事業

- 親子料理教室の開催（年2～3回）
- 離乳食講習会
- ヘルスメイトによるおやつを試食と伝達講習
- きらきらキッズ事業
- 学校給食の充実

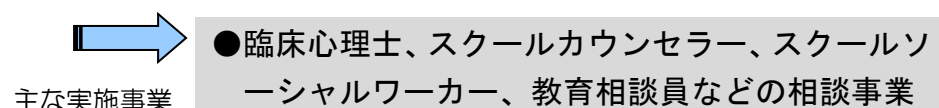
施策方針	施策内容
読書活動の推進	●「いの町子ども読書活動推進計画」に基づき、地域ぐるみで読書環境の整備を推進します。



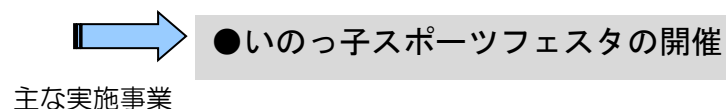
施策方針	施策内容
防災意識の向上	●小学生の起震車体験や地域の実情に合わせて、子ども防災キャンプ等を実施し、防災意識の向上を推進します。



施策方針	施策内容
相談支援体制の充実	●相談窓口を開設することで、子どもから大人、町内勤務教職員のメンタルヘルスも含めた相談を受けることができる体制を確立します。



施策方針	施策内容
生活リズム・体力向上	●いのっ子生活リズム・体力向上プロジェクト推進委員会による幼児・学童対象の『いのっ子スポーツフェスタ』を開催します。



(2) 子どもの学び場づくり

施策方針	施策内容
子どもの居場所づくりの推進	●放課後子ども教室等、小・中学生を対象に地域住民とふれあい、さまざまな交流を通して学ぶ場をつくることを推進します。


 ●放課後子ども教室
 ●世代間交流事業

主な実施事業

施策方針	施策内容
第二の家庭づくり	●校庭開放児童会において、支援員により子どもの安全を守り、健やかな成長を助けます。


 ●放課後児童健全育成事業

主な実施事業

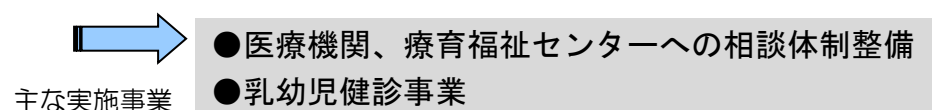
施策方針	施策内容
地域環境を生かした体験活動の充実	●豊かな自然環境と、幅広い経験を持つ地域人材を活用した体験活動を実施します。地域の伝統文化の継承も含め、一人ひとりの個性を生かし、子どもたちの「生きる力」を育成します。
みんなが参加できる地域の場づくりの推進	●地域のコミュニティである学校に地域住民がつどえる場を整備するとともに、学校での学習に地域住民が参画できる取り組みを推進します。


 ●キャリア教育推進事業（学校支援地域本部事業）

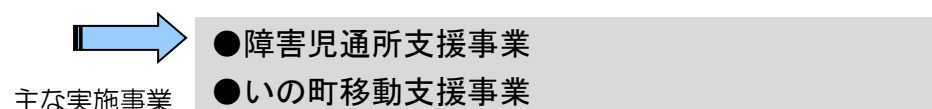
主な実施事業

(3)障害のある子どもへの支援

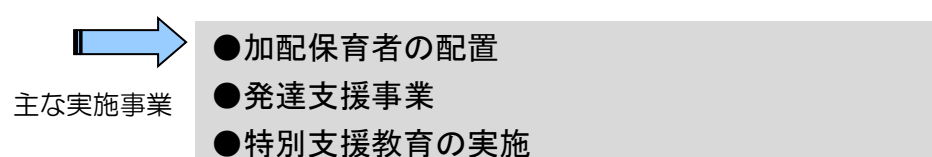
施策方針	施策内容
障害の早期発見・ 早期支援	●子どもたちの年齢に応じた発育・発達を確認できる乳幼児健診の充実を図るとともに、発達の遅れ等が心配される場合、保健師が家庭や園訪問等を実施し、早期に医療機関や療育福祉センターへ受診・相談できるよう取り組みます。また、受診後も親子の心に寄り添った支援や相談体制を推進します。



施策方針	施策内容
社会参加の促進	●心身に障害のある子どもがさまざまな状況の中で、自らの力を発揮できるよう関係機関との連携を図り、障害福祉サービス等の利用をはじめ、きめ細かい対応を推進します。また、障害のある子どもと親が地域参加し、地域とともに育つ支援を行います。



施策方針	施策内容
個性や能力を伸ばす支援	●障害のある子どもについて、その障害の状態に応じて加配保育士・加配教諭及び特別支援教育支援員を配置するとともに、家庭と園や学校・専門機関との連携を図ります。また障害をもつ児童生徒がいきいきとした園生活・学校生活が送れるよう、個々の特性や発達段階に配慮しながら、個性や能力が最大限に伸ばせる特別支援教育の充実、推進を行います。



(4) 子どもを産み育てることに関する学習の充実と次代の親育成

施策方針	施策内容
命の大切さについての知識の普及	●自分が愛されて育ってきたことを認識する機会や性に関する学習機会等を通して命の大切さについての知識の普及啓発を行います。


 主な実施事業

- いのち育て事業
- 「いのちのお話」の実施

(5) 親と子どもの共育ちの支援

施策方針	施策内容
家庭教育の充実	●就学前・保育所・幼稚園・小学校・中学校の参観日や保護者会等の機会を利用し、それぞれのライフステージやニーズに応じた家庭教育学級を開催します。


 主な実施事業

- 家庭教育学級の開催

施策方針	施策内容
親子の交流促進	●絵本読み聞かせや親子ふれあい遊び等を実施することによる親と子のふれあいを促進します。また、親子参加の体験型学習や託児による保護者対象の学習、町内全域の子育て家族を対象とした家族ぐるみの講演会も開催します。


 主な実施事業

- 絵本読み聞かせ（ぐりぐらひろば）
- 親子ふれあい遊び
- 親子参加の体験型学習事業
- 講演会の実施

基本目標 2 子どもを産み育てやすい環境づくり

(1) 親と子どもの身体と心の健康の確保

施策方針	施策内容
安心して妊娠・出産 できる支援体制	●母子健康手帳の交付時に保健師・管理栄養士による面談とアンケートを実施し、リスクの高い妊婦に対しては、電話や訪問等で個別対応を行います。 ●健やかな妊娠期を支援するために、妊婦一般健康診査受診票を交付します。あわせて妊婦の状況に応じ、子育て支援センター等、関係機関との連携を図ります。

- 
 主な実施事業
 - 母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票の交付
 - 妊婦に対する相談支援
 - 子育て支援センター（妊婦対象）の紹介



施策方針	施策内容
安心して子育てができる 支援体制の充実	●疾病の早期発見や予防教育、育児不安の解消等を目的に多職種による健診を実施します。必要に応じ、健診後も訪問や相談等の個別対応や、保育所・幼稚園と連携しながら継続した見守りを推進します。 ●子育ての悩みや不安の軽減に早期に対応できるよう、生後4か月以内に全対象者を訪問し、あわせて予防接種等の育児に関する情報提供を行います。 ●育児相談や離乳食講習会で親同士の交流の場を提供するとともに、育児不安・負担の軽減や食育を行います。 ●医療を必要とする未熟児に対しては、養育に必要な医療の給付を行うとともに、必要に応じて保健師等による未熟児の保護者に対する訪問指導を行います。 ●不安や悩みを抱える親に対して、定期的な訪問支援を行います。 ●親が子どもの発達を理解し、発達に応じた育児ができるよう、発達に配慮が必要な子どもの早期発見・支援・療育を推進します。 ●親の負担軽減、発達特性及び対応方法への理解を深めるフォローを行います。

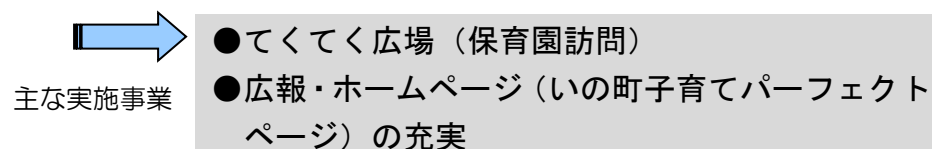


主な実施事業

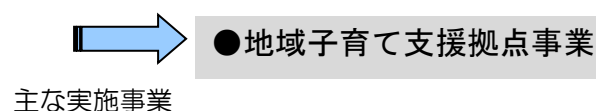
- 乳幼児健診
- 乳児家庭全戸訪問
- 育児相談
- 離乳食講習会
- 未熟児養育支援
- 養育支援訪問
- ペアレントトレーニング
- 個に応じた発達支援
- 母子保健推進員による健診案内訪問

(2) 気持ちにゆとりをもてる子育て支援

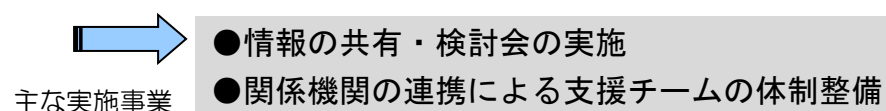
施策方針	施策内容
子育て情報の提供	●ぐりぐらつうしん・広報・ホームページ・各講座のポスターやチラシ、文書の掲示による情報提供をします。



施策方針	施策内容
親と子の心のケア	●親と子の心の相談員と保育士等による母子に寄り添う日常会話からの心の支援を継続的に実施します。

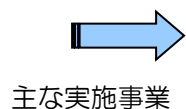


施策方針	施策内容
関係機関との連携した子育て支援	●保健師やスクールソーシャルワーカー、教育支援センターや仁淀病院小児科医、園との連絡や相談、情報の共有による検討会を持つなど、連携した支援やチームによる親子支援を推進します。



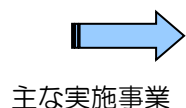
(3)ひとり親家庭の自立支援

施策方針	施策内容
ひとり親家庭に対する 相談体制の充実	●ひとり親家庭における児童の健全な育成を支援するため、 民生委員・児童委員・主任児童委員及び関係機関等との連携 を密にして生活指導や相談対応を行います。



- 民生委員・児童委員・主任児童委員・関係機関の
連携
- 生活指導・相談対応

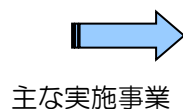
施策方針	施策内容
子育てや生活に関する 支援の充実	●ひとり親家庭医療費助成制度の実施、児童扶養手当制度の 周知啓発を推進します。



- ひとり親家庭医療費助成制度の実施
- 児童扶養手当制度の周知啓発

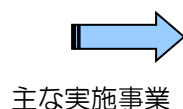
(4) 児童虐待防止対策の充実

施策方針	施策内容
子育てに関する相談体制の充実	●妊娠、出産、育児等に関する不安や悩みを早期に軽減・解消できるように、保健師・管理栄養士等による母子保健の相談事業（育児相談・来所相談・電話相談等）の充実を図ります。



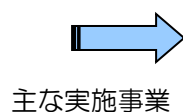
- 保健師・管理栄養士等による相談事業（育児相談・来所相談・電話相談等）
- 関係機関とのネットワークの整備

施策方針	施策内容
地域での仲間づくり支援	●保護者の訴えや地域での問題把握に重点を置くとともに、親同士が話し合うことで情報交換やアドバイスができ、不安や悩みが解消され、孤立しないような仲間づくりへの取り組みを支援します。



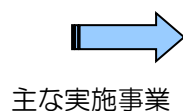
- 地域子育て支援拠点事業

施策方針	施策内容
児童虐待に関する情報の周知徹底	●日ごろから虐待に気付いた周囲が相談できる窓口の周知を図ります。また 11 月の児童虐待防止推進月間に児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、啓発活動を行います。



- 厚労省作成の啓発ポスターの掲示
- リーフレット、児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりなどを配布

施策方針	施策内容
要保護児童対策地域協議会の充実	●「いの町要保護児童対策地域協議会」を中心に、各関連機関との連携を図り、常に児童虐待の早期発見・早期対応ができる環境を目指します。



- サポートネットワーク定例会の開催

基本目標3 家庭と仕事を両立させる環境づくり

(1) 家庭と仕事の両立ができる意識づくり

施策方針	施策内容
育児休業・看護休暇制度の普及啓発	●町内事業者等に対して育児休業や看護休暇制度の周知・普及啓発活動を実施します。
働き方の見直しについての意識啓発	●職業生活重視の考え方から家庭生活や地域活動等に積極的に参画していくという考え方へ意識啓発を推進します。
父親の子育て参加の促進	●父親が子育てに積極的に参加できるよう、国や県、民間企業、地域住民等と連携を図りながら、イクメンプロジェクトの推進等の意識啓発を推進します。


 主な実施事業

- 厚労省作成の啓発ポスターの掲示
- リーフレットなどの配布

施策方針	施策内容
家庭における男女共同参画の意識啓発	●男女共同参画に関する正しい認識や平等意識を持ち、社会のさまざまな分野で対等な立場で参画していくための啓発活動を実施します。


 主な実施事業

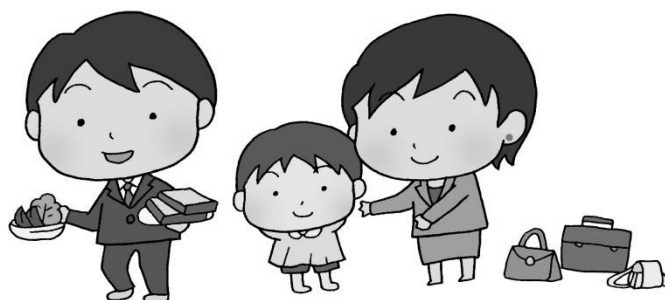
- 男女共同参画計画との連携

(2)両立支援のための職場環境づくり

施策方針	施策内容
働く母親・父親を支える 職場意識の醸成	●育児休業制度や看護休暇制度の導入と、制度を利用しやすい職場の雰囲気など、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所等に働きかけます。
事業主・企業の取組 促進の啓発	●育児休業制度や看護休暇制度の導入を促進するために、パンフレット等の配布により、事業主等に制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を推進します。


●厚労省作成の啓発ポスターの掲示
●リーフレットなどの配布

主な実施事業



基本目標 4 地域ぐるみの子育て支援体制づくり

(1) 子育てネットワークづくり

施策方針	施策内容
地域における子育てネットワークの形成	●子育てを地域で支える基盤や環境をつくるため、行政機関と関係機関が連携して、子育て支援団体等との情報が共有できるネットワークづくりを推進します。 ●地域に根ざした子育て支援活動を推進するため、母子保健推進員の養成を行うとともに、母子保健推進員や主任児童委員等と連携した活動を推進します。

 主な実施事業	●母子保健推進員養成講座 ●いの町子育て応援団「グーチョキパー」・「あい愛ネットワーク」・ぐりぐらひろば保護者会「いちごサークル」等のサークル活動の支援
---	---

施策方針	施策内容
子育て親子の交流の促進	●ぐりぐらひろばの行事や日々の遊びや生活を通して、子育て中の親子の出会いや交流につながるサポートを推進します。

 主な実施事業	●地域子育て支援拠点事業
---	--

基本目標5 子どもが安全に過ごせるための環境づくり

(1)子育てにやさしい環境の整備

施策方針	施策内容
子育てにやさしい 公共施設の整備	●妊産婦や子ども連れの方でも安心して利用できるよう歩車道の分離、カラー舗装等、施設環境整備を進めます。 ●公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室等の子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を進めるとともに、授乳室の設置を推進します。

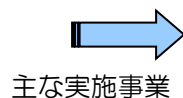

●車道の分離カラー舗装
 主な実施事業

施策方針	施策内容
公園等の身近な 遊び場の整備	●遊具の点検・補修等の維持管理、公園の草刈・伐採等の維持管理を行うとともに、子ども自ら創意工夫できる遊び場づくりを推進します。


●遊具の点検・補修
 主な実施事業

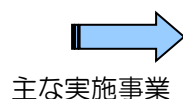
(2) 子どもの交通安全の確保

施策方針	施策内容
安全でゆとりある道路交通環境の整備	●小中学校や保育園・幼稚園周辺を中心に、カーブミラー・防護柵等の設置を推進します。



- カーブミラーの設置
- 防護柵等の設置

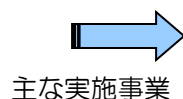
施策方針	施策内容
子どもの交通安全対策の推進	●交通安全教室（年2回）を開催し、交通安全教育を推進します。交通指導員・交通安全母の会・交通安全協会による朝の街頭指導、広報車による巡回広報等の実施を推進します。



- 交通安全教室（年2回）の開催
- 交通安全街頭指導
- 広報車による巡回広報

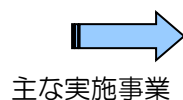
(3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

施策方針	施策内容
登下校時の安全の確保	●子どもが安全に安心して登下校ができるよう見守り活動の実施や不審者情報の発信等を推進します。



- 登下校時の見守り活動

施策方針	施策内容
防犯意識の向上	●子どもや関係者が実際の場面で対応できることを主眼として訓練・教室を実施します。



- 防犯教室の実施

施策方針	施策内容
子どもや保護者に対する 有害情報に対する 教育・啓発の推進	●子どもが犯罪被害に巻き込まれることがないよう、子どもや保護者に対してインターネットをはじめとするメディア上の情報の問題性や注意事項をうながします。

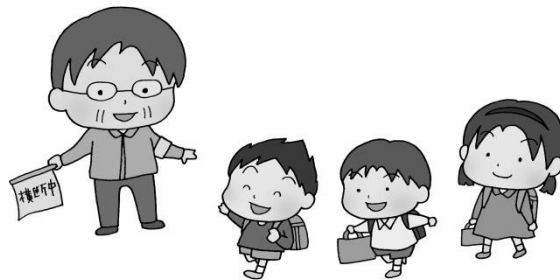

 主な実施事業

- ポスターの掲示
- チラシの配布
- 広報紙等を活用した情報提供

施策方針	施策内容
子どもたちの安全を確保 するための情報の提供	●子どもたちが安心して暮らせるよう、安全を脅かすような不審者等の情報を集約して発信します。


 主な実施事業

- 不審者情報の発信



第6章 推進体制



1. 計画の推進体制

本計画の推進は行政だけでなく、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭・地域・子育て支援団体・保育所・幼稚園・学校・その他関係機関等との連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

2. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、子育て支援の関係者や町民によって進捗状況を管理・評価する組織として「いの町子ども・子育て会議」を設置します。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、各年度実施状況等について点検・評価を行うとともに、その進捗状況についてホームページ等で周知を図ります。なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保の方策」等に変更がある場合には、計画の見直しを検討します。



♡ 1. 策定経過

日程	事項	内容
平成 25 年 1 月 17 日	第 1 回 いの町子ども・子育て会議	・会長、副会長の選出 ・「子ども・子育て会議」の概要及び進捗状況 ・子ども・子育て支援新制度に関するニーズ調査項目について
平成 26 年 3 月 10 日	第 2 回 いの町子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援新制度について ・子ども・子育て支援新制度に関するニーズ調査結果について
平成 26 年 3 月 26 日	第 3 回 いの町子ども・子育て会議	・平成 25 年度保育所・幼稚園の園評価 ・地域別の保育需要と地域課題について
平成 26 年 5 月 13 日	第 4 回 いの町子ども・子育て会議	・子ども子育ての現状・課題の意見まとめ ・子ども・子育て支援事業計画のイメージについて
平成 26 年 6 月 5 日	第 5 回 いの町子ども・子育て会議	・子ども子育て支援事業計画骨子について ・必須記載事項と 13 事業の現状について ・放課後児童健全育成事業条例について
平成 26 年 7 月 15 日	第 6 回 いの町子ども・子育て会議	・ワークショップの開催 「いの町で育てほしい子ども像」 「育てほしい子どもにするために必要なこと」
平成 26 年 8 月 19 日	第 7 回 いの町子ども・子育て会議	・計画の基本理念と基本的な視点について ・子ども子育てニーズ量について
平成 26 年 10 月 28 日	第 8 回 いの町子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画（素案）内容について ・パブリックコメントの実施について
平成 27 年 2 月 9 日	第 9 回 いの町子ども・子育て会議	・子ども子育て支援事業計画（素案）について ・保育必要量に応じた就労時間の設定について ・いの町幼稚園・保育園の利用定員について

■計画策定にあたって実施したワークショップ

【実施概要】

「子ども・子育て支援事業計画」の基本理念・基本的な視点を検討するための基礎資料としました。

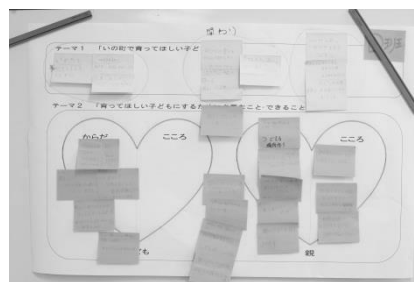
ワークショップでは、基本理念のテーマとする「ぷっくりハート」に基づき、いの町でどういった子どもが育ってほしいのか、そのために何ができるのかを検討しました。

【テーマ1 「いの町で育ってほしい子ども像」について】

「ぷっくりハート」のキーワードごとにいの町でどういった子どもが育ってほしいのかを議論しました。

【テーマ2 「育ってほしい子どもにするために必要なこと」について】

育ってほしい子ども像の意見ができれば、そうなるためにどういったことができるのかを議論しました。



いの町で育つ子ども
たちのために活発な
話し合いを委員みんなで行いました。





2. 子ども・子育て会議について

＊原文を掲載

〇いの町子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月30日

条例第21号

(設置等)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、いの町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置するとともに、会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、委員20名以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し学識経験を有する者その他町長が適当であると認める者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初にかれる会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、委員の合議によるものとする。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部改正)

2 地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例（平成16年いの町条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

いの町子ども・子育て会議委員	日額 7,700円	町長旅費相当額
----------------	-----------	---------

○子ども・子育て会議委員名簿

平成 25 年度

氏名	所属 役職名	備考
榎 本 洋	枝川小学校長	
石 井 季 香	留守家庭児童会指導員	第5回会議まで
伊 東 敬 之	吾北小学校 PTA 会長	
井 上 美 佐 子	ぐりぐらひろば保護者	
上 田 貞 子	関田病院看護部長	
岡 林 沙 織	公募委員	
岡 林 文 男	吾北保育園保護者	
川 村 一 弘	長沢小学校 PTA 会長	
倉 繁 迪	仁淀病院小児科医	
小 森 隆 一	本川へき地保育園保護者	
才 賀 敬	教育指導員	
澁 谷 順 子	川内保育園長	
中 嶋 早 苗	枝川幼稚園長	
野 田 智 洋	伊野南小学校 PTA 会長	会長
松 本 仁 美	本川へき地保育園長	
宮 田 幸 子	いの町民生委員児童委員協議会連合主任児童委員	
宮 部 豊	子育て支援員	
村 田 早 希 子	公募委員	
横 田 み ち る	吾北幼稚園保護者	
和 田 信 子	あいの保育園長	

変更となった委員

氏名	所属 役職名	備考
上 妻 智 子	ハートケア事務補助員	第6回会議から



いの町子ども子育て支援事業計画

発行：いの町

発行年月：平成 27 年 4 月

〒781-2110 高知県吾川郡いの町 3597

TEL：088-893-1922

FAX：088-893-2121